文 ・から見る 原見本た 調 年 査 中 0 成 行 **爆果を中ふ** 事 秘 抄 0) 史料

論

渡辺

滋

しめに

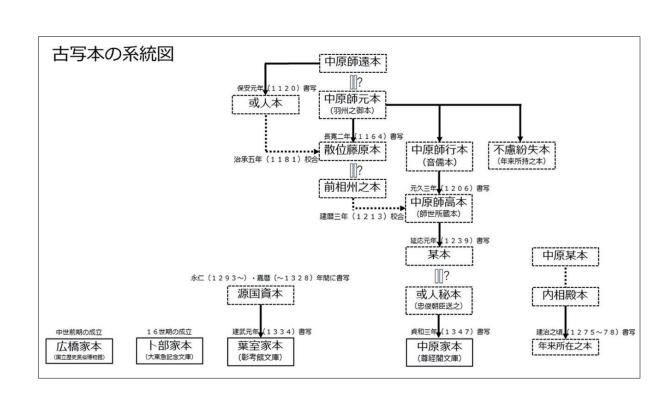
料性に関しては、十分な検討が進んでいない。利用・加筆の諸過程をめぐって各種の論考が発表されてきた。しかし、その史め、その重要性に関しては衆目の一致するところで(宀)、成立事情やその後の要な年中行事を列挙したものである。各種の史料逸文を引用していることも含要な年中行事秘抄』は平安後期に成立した史料で、当時の貴族社会における主

関連情報の分析結果を述べる 東急記念文庫 家本(彰考館文庫)、 た中原家本(尊経閣文庫) 稿では、 (民俗博物館) 成果を提示する。具体的には、 そうした現状の一因には、 原本調査から得られたデータもふまえ、本史料の生成過程に関する検 という四種の古写本(2) 四 (三) 卜部兼右 (一六世期) 大正期まで広橋家に所蔵されていた広橋家本 古写本を対象とした調査の不足がある。 <u>:</u> (図:写本系統 (一) 近世に中原師貫から前田家へ売却され 藤原長光(一四世期)の本奥書を持つ葉室 を対象として、 の識語を持つ卜部家本 それぞれの書誌情報 そこで本 (国立歴 大

8一章 先行研究

一節 成立時期・作成主体

かに鎌倉初期の成立とする見解が一般的だった。これに対し、 を受けたらしい井上 一九五六・岩橋 一九六○も含め、 起されている。たとえば桜井 一九三一は所載情報が「平安季世までの例だけ か見えて居らぬ」ことから、 本史料の成立をめぐる議論は近世に始まっており、 九七三で整理・紹介されている。 成立時期を 近代以降も、 「鎌倉初世」 戦前からいくつの説が提 その内容に関 初期の研究ではおおま と想定し、 宮内庁書陵部 この しては 見解



登場したことは重視されよう。を想定する手法には限界があり、その点で奥書情報にまで視野を広げた分析がの成立と推定した。後述するように、本文に掲載される情報のみから成立年代葉室家本奥書に永仁年間に書写されたことが記されている点も踏まえ、その間、九五一は「引載した事例の中に建久年間に及ぶものがあ」ることだけでなく、

に関する分析は明らかに不足している。われ続けているからである。それにもかかわらず、先行研究において、その点較にならないレベルで、利用の過程において記載内容の加筆・削除が盛んに行種記載の重層関係も解明する必要がある。本史料の場合、一般的な史料とは比ところで、写本相互の関係性を解明するためには、転写の過程で失われる各

第二節 古写本の性格

果を確認しておこう。 ることが不可欠となる。まずは本論に入る前に、この点に関する先行研究の成諸写本の性格(成立背景・利用の具体相など)を対象とした分析を、より深め前節で述べたように、本史料をめぐる考察を本格化するためには、現存する

る写本にのみ言及するという状況だった。個々の写本の性格分析は行っていない。また育徳財団 一九三一は中原家本の個々の写本の性格分析は行っていない。また育徳財団 一九三一は中原家本のはほとんどない。たとえば桜井 一九三一は、写本の所在を列挙するに止まり、初期の関連研究においては、諸写本間の内容・性格の違いまで検討した成果

・ 一九五○年代に入ると、複数系統本の差異に注目した紹介も散見されるよう であると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。また飯田 一九六一は、葉室家本系の写本と中原家本を比較 葉室家本を中心に紹介しつつも、中原家本には前者に見えない「追記も少々あ 葉室家本を中心に紹介しつつも、中原家本には前者に見えない「追記も少々あ すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。また井上 一九五六は すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者 した紹介も、両写本の具体的な差異までは踏み込んでいない。

中原師尚・師光らの書写加筆本の系譜を引くのが葉室家本と想定している。ま一九八四Aが、中原師高・師世らの書写加筆本の系譜を引くのが中原家本で、て本格的な結論を提示している論文は少数に止まる。具体的には、たとえば所で利用された写本と推定してはいるが、検討すべき情報量の膨大さもあっなお、(一)・(二)の相互関係に関しては、多くの論者が中原家内の異なる

あると思定する。 トとして伝わった中原氏流の中でも格が高い情報を書写したものが葉室家本で流のテキストを書写したのが中原家本で、家嫡流である師元・師尚流のテキスた遠藤基郎 二〇一〇が、後に途絶えてしまう中原師安流というやや特殊な門

めない。 である可能性が指摘されている(渡辺 二〇〇九A)。ただしいずれの分古本である可能性が指摘されている(渡辺 二〇〇九A)。ただしいずれの分た(四)国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋本についても、中世前期に遡るた(四)国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋本についても、中世前期に遡るた(四)国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋本に近い鎌倉初期の写本ではないかとする見解が提示されている(西本 二〇〇三A・小川 二〇二三)。まないかとする見解が提示されている(西本 二〇〇三A・小川 二〇二三)。まないかとする見解が提示されている(西本 二〇〇九A)。ただしいずれの必要性は否という。

現状改善に一定の役割を果たすことを企図したものである。る。以下、本稿で提示する検討成果は、これを先行研究の驥尾に付すことで、十分な域に止まっており、関連研究を進めるうえでのボトルネックとなってい以上のように、先行研究における古写本をめぐる検討は、(一)を除くと不

第二章 古写本をめぐる検討

第一節 中原家本『年中行事秘抄』(尊経閣文庫

理解は無理が否めず、後者の見解に依るべきだろう。 時期を貞和三年(一三四七)以降と想定する。このうち育徳財団 一九三一のたとえば育徳財団 一九三一・飯田 一九六一は、延応元年(一二三九)からそたとえば育徳財団 一九三一・飯田 一九六一は、延応元年(一二三九)からそち、どの段階で書写されたものなのかについて、先行研究の見解が分かれる。 現存する本写本そのものの成立をめぐっては、奥書に記された複数段階のう

このほか、奥書記載をめぐる論点に関しては、【考察】における検討も参照。これら以外の多方面から得られた関連情報も吸収している可能性が想定される。えられたものと考えられる。ただし膨大な奥書情報によれば、利用の過程でした情報を前提として、同族の師行・師高・師世などの加筆などが重層的に加した情報をの記載内容は、奥書(後掲)によれば、中原師遠・師元の親子が集積

伝来】

できる可能性もあろう。 本写本は、奥書によれば、早い段階で中原師遠―師元の直系の子孫の元から 本写本は、奥書によれば、早い段階で中原師遠―師元の直系の子孫の元から 本写本は、奥書によれば、早い段階で中原師遠―師元の直系の子孫の元から

架番号 政書―三)に所蔵されている(育徳財団 一九三一・吉岡 二〇一三)。 中行事秘抄』は秘書と見なされる状況が存在した可能性が高い。 る「不」可」出,困外」などの記載もふまえると、一般に中世社会において『年 本は一定の機密性を以て保管されていたと考えられる。葉室家本の奥書に見え 記が付されていることからは、 を認める状況が、公家社会のなかから失われていった結果と推定される。 こうした度重なる流転は、近世に入るころまでに、 (一七二〇) 二月には同家から前田家へと売却され、現在では尊経閣文庫 ところが、本写本は近世中期までに中原家の所蔵に帰した後、 なお本写本の表紙見返しに 「~□証也。 中世後期における本写本の所蔵主体では、 不可出□外/~□勘加之] 『年中行事秘抄』に秘書性 享保 という注 本写 **函**

書誌

がなされているので、ここでは概略のみ紹介しておく。 すでに先行研究(育徳財団 一九三一・吉岡 二〇一三)において綿密な分析

は計四本の横界線が引かれている。詳細に関しては、吉岡二〇一三を参照。報もふまえると後世の化粧断ちの結果である可能性が高い。このほか、各紙に四二センチという寸法は、標準的な紙とくらべてやや小さめで、後述する諸情四二センチという寸法は、標準的な紙とくらべてやや小さめで、後述する諸情本写本の形態は巻子本で、表紙に外題「年中行事秘抄」(後補)と書かれて本写本の形態は巻子本で、表紙に外題「年中行事秘抄」(後補)と書かれて

紙質

アップして詳細な検討を行った。が高いことを推定したうえ、三箇所(第一紙・第三紙・第二八紙)をピックが高いことを推定したうえ、三箇所(第一紙・第三紙・第二八紙)をピック

ない。とは考えられない。漉簾の簀目は一五~一六本/三センチで、糸目は視認でき繊維片も確認できるので、その点からしても純粋な流し漉き技法で漉かれた紙面には、切れていない未蒸解繊維だけでなく、後述するように未蒸解の切れた重まず第一紙は、顕微鏡観察によれば繊維に特定の方向性は見いだせない。紙

触感からしてもデンプン質の填料ではない可能性もある)。 ・ 、これが何に由来する成分かは不明である(虫損もそれほど目立たず、紙のない紙なのであろう。このほか顕微鏡観察によれば、繊維間に白色物が目立つない紙なのであろう。このほか顕微鏡観察によれば、繊維間に白色物が目立つ状では修補の痕が目立ち分かりにくいが、おそらく元々の地合はそれほど悪く状では修補の痕が目立ち分かりにくいが、おそらく元々の地合はそれほど悪く状では修補の痕が目立ち分かりにくいが、おそらく元々の地合はそれほど悪く状では多いのである。

想定される。 想定される。 なおニカワ溶液は両面に確認できることを踏まえても、ていると推定される。なおニカワ溶液は両面に確認できることを踏まえても、また紙の表・裏ともに強いテカりが生じており、両面に強めのニカワが定着しうなので、表面加工については、弱めの打紙加工が施されている可能性が高い。顕微鏡観察によると繊維間に空間が目立つ。ただし漉きっぱなしではないよ

と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。と判断すべきだろう。

混入も少なくない。どではない。透過光観察では、未蒸解の切れた繊維が散見され、未叩解繊維のどではない。透過光観察では、未蒸解の切れた繊維が散見され、未叩解繊維のンチで、糸目は視認できない。部分的に厚さのムラが生じているが、目立つほ第三紙の紙質は、基本的に第一紙と同じである。漉簾の簀目は一六本/三セ

第二八紙(奥書部分)の紙質もほぼ同様だが、この紙では遮簾の簀目が一六

の範囲を中心に分布するが、同一の紙と判断してよかろう。解繊維が見える点も、他の紙と同じである。紙厚の範囲は一三五~一五五μm(やや見えにくいが)。地合は特に悪くなく、ところどころ未叩解繊維・未蒸本/三センチであることのほか、糸目が二、八センチであることも確認できた

いうことになろう。 工+それに伴う強めのニカワ浸透)でそれなりに文字を書けるようにした紙と く 可能性が高いように思われる。このほか、全体としてちり取りなどは丁寧でな と、行程の一部で漉簾を揺らした可能性も想定される。以上の所見を総合する えにくい。ただし漉きムラが目立たない点や、糸目が視認できない点からする ことや、切断された繊維片が混入する点から、 μm)と考えてよい。漉き方に関しては、 センチ、糸目二、八センチ)を使って漉かれた同質紙 以上の調査結果によれば、いずれの箇所も同規格の遮簾(簀目:一六本/三 溜め漉きから流し漉きに移行する過渡期の技法(半流し漉き)で漉かれた あまりよい紙とはいえない。ただし地合は悪くなく、後処理 繊維に明確な方向性が認められない 流し漉き技法によるものとは考 (紙厚:一四○~一六○ (弱い打紙加

的には脱酸化処理を行うことが望ましいように思われる。 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶 さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶

らかい紙)だったことが明瞭である。こうした紙で巻皺が生じるのは、きつく限り、もともとは繊維間は漉きっぱなしとそれほど違いのない疎な状態(=柔なった)紙に発生する傾向がある。ところが本史料の場合、顕微鏡で観察するされる。巻皺は、一般に、打紙加工を強く施し繊維密度が高くなった(=堅くこうした現象と関連して、本史料の全体に巻皺が多数発生している点は注目

ちが散見される現象も、おそらく同じ理由によるものだろう。 が本来の柔軟性を失って硬化したことによると考えるべきである(顕微鏡観察 に混在しており、これが変質した繊維と推定される)。本史料の表面に毛羽立 によれば、繊維間には通常見ないようなカラフルな色に染まった繊維が部分的 これまでの関連情報を踏まえれば、紙の全面に酸化現象が生じた結果、紙繊維 巻く癖を持った人物が頻繁に利用した結果という可能性もないわけではないが

弱は長かったのではあるまいか)。この修補の際、継ぎ直しの作業も行われた いのは、過去の修補の過程で、劣化した範囲を化粧断ちした結果と考えられる 料の場合、 通常である 直しが行われた可能性を示している。前述したような要因から酸化した紙の場 れば一部が鋭利な刃物による切断で失われていることが確認できる。 のであろう。実際、紙継目に掛かる文字・虫損のいくつかは、顕微鏡観察によ 合、とくに上・下・左・右の縁の部分で繊維劣化によるほころびが目立つのが 繋がっていない箇所が散見される。このことは、いずれかの段階で巻子の継ぎ に一括して書かれたことが確認できる。一方、現状では紙継目に掛かる文字が (現状で縦三〇×横四二センチの寸法なので、本来は上下左右ともに一センチ なお本紙に引かれた各界線は継目をまたいで延びており、全紙を成巻した後 冒頭部を除いて辺縁部の酸化劣化によるほつれの痕跡が見られな (同種の現象は、一部の紺地経などで典型的に見られる)。この史

可

本奥書曰

元久三年二月六日、 年来所持之本、 不慮紛失之故也。 借山請音儒 〈師行〉 重可」合;;証本;而已。 本」書写了。

判

即校合畢

建暦三年八月廿九日、 今此本、 件本、以;;故羽州之御本;予書写之。而先日不慮紛失了。 羽州御本由記」奥。 合;;前相州之本;、重加; 尤珍重也。其奥書云。 勘物等 ľ

本云、

長寬二年四月五日、 以大外記師元之本書写之

散位藤原〈在判

治承五年五月。、 校 ||合或人本 | 之次、 加;;朱点;、近代事少々勘入了。

保安元年七月十一日、 於 |直廬|、 休閑之隙書」之。 外記師遠所

延応元年八月廿九日、 又近代事多勘入之〉書写之。可」秘、一。 以 前大監物師世之本 即校合畢 《祖父博士師高自 筆。 師

此年中行事、 抑如,,與書,者、 事等注,|付之|、以,|墨合|点,之也。年来所在之本 系図聊注,,載裏,也。 本,書写之〉、雖、為,,委細,、 ゙レ加;;一見;」云々。仍所;;書留;也。 先年 中家之外記所,,注書,歟。旧本又同」前。仍為,,後見,、彼家 〈貞和三年五月之比〉、忠俊朝臣送之云「或人秘本也。 不」載;|後之事等,少々有」之。可,|秘蔵,々々。 而謬字多之歟。後年披閲之次、見咎 〈建治之頃、以;;内相殿

【考察】

(1) 大筋

検討されていない要素も少なくない。本稿でそのすべてを検討する余裕はない の師高・師世などが加筆し続けた写本を転写したという大筋が想定される。 解が形成されている。それによれば、中原師遠の所蔵本を出発点として、子孫 が、現時点で気になる点をいくつか取り上げて検討を加えておく。 奥書の前半部分に関しては、すでに先行研究 とはいえ本写本の奥書群をめぐっては、その膨大な情報量もあって、 (所 一九七四ほか) で共通見 十分に

(2) 「前相州」とは

のなかに見える「前相州」が誰を指すのかに関しては、これまで十分に突き詰 筆」(延応奥書)などの表現から、中原師高と推定される。ただし、この奥書 この部分を記載した人物は、 まず元久三年(一二〇六)・建暦三年(一二一三)などの本奥書について。 「羽州御本」 (建暦奥書)・「祖父博士師高自

められていない。

物ということになる。一つの目安として、中原師元(一一○九~一一七五)の物ということになる。一つの目安として、中原師元(一一○九~一一七五)の出源「傷明文庫本『勘例』によると仁安元年(一一六六)正月十二日任)在出羽守(陽明文庫本『勘例』によると仁安元年(一一六六)正月十二日任)在出羽守(陽明文庫本『勘例』によると仁安元年(一一六六)正月十二日任)在出羽守(陽明文庫本『勘例』によると仁安元年(一一六六)正月十二日任)在出羽守(陽明文庫本『勘例』によると仁安元年(一一六六)正月十二日任)を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人を勤めている。

をつとめた可能性は低い。 史料上は「美作守」の官歴しか確認できず、年齢的にも一一六〇年代に相模守良門流と顕隆流の人物だが、前者は父雅隆(一一四七~一二二四)の四男で、『尊卑分脈』に掲載される「藤原有隆」(四例)のうち、可能性があるのは

ある可能性がある。ともあれ親本の書写奥書を書いた時点で前相模守だったにを務めた時期は保元三年(一一五八)で、左京大夫をつとめた時期は建久五年と、一方、顕隆流の人物は、蔵人を経て「左京大夫とつとめた時期は建久五年の一方、顕隆流の人物は、蔵人を経て「左京大夫とつとめた時期は建入五年の方、、頭隆流の人物は、蔵人を経て「左京大夫」で官歴を終えている。蔵人

てよい。 官とする人物に限定すべきではなく、有隆は「前相州」の候補者の一人と考え過ぎない可能性も想定すべきだろうから、かならずしも書写主体を相模守を極

され、その際に出回った写本を中原某が目にした可能性はある。 こうした経緯からみて、彼の場合、 の激しい反感の対象として拷問・殺害されたと考えられる (米谷 一 て院の信頼がきわめて厚く、治承三年(一一七九)のクーデター後には平家 る後白河院近臣で、 称するのが正確なようにも思われる。彼は 載からすると、両官職の相当位は同じながら(左衛門佐=従五位下相当、 だし「左衛門佐相模守平業房」(『山槐記』治承三年十一月十七日条)という記 (上国) 守 = 従五位下相当)、本官は左衛門佐のようなので「前左衛門佐」と 一方、相模守を官歴の最後とする人物を探した場合、 妻は高階栄子(後の丹後局)である。そうした背景もあっ 死後に蔵書が家外に流出した可能性も想定 『梁塵秘抄』口伝集にも度々登場す 平業房が該当する。 九七六)。 た

らである。

よいという結論を提示している 体的には、 近ければ前者(景仲)、建暦に近いころの人であれば後者 かには権守を対象に含めた検討を行っている論者もある(所 一九七四)。具 〈一二〇六〉)正月十二日条に「将軍家御読書始」の 覧にみえる「相摸権守中原景仲」から、 さて、 以上の検討は 『兵範記』仁安三年(一一六八)正月十一日条裏書の除目任官 (源) 仲業」なる人物までの数名の候補を挙げ、 「相州」を相模守とする前提に基づくが、 『吾妻鏡』元久三年(建 「御侍読」としてみえる (仲業)に比定して 中原 先行研究の 一族で長寛に 永元年

度に止めておきたい。 で止めておきたい。 でが見いだせるのであれば、そちらを重視すべきで、ここで紹介された成果は参考程家司)も候補に入るだろう。ただし、守経験者のなかに条件に合った人物が見摂関家家司としての交流が想定される源通定(満仲四男頼平流、代々の摂関家正のように権守まで候補に入れると、可能性は相当広がる。その場合、同じ

3) 書写奥書に見える「忠俊朝臣.

四下 記』・『御遊抄』ほか)や古記録類(『中院一品記』ほか)に、十四世紀中頃 履歴は十分に解明できないが、中世の楽書(『郢曲相承次第』・『御遊部類 藤原忠俊のことと推測してよかろう。 は存在しないが、 要としていた人物ということになろう。 における篳篥の名手としてその名が見える。こうした履歴をふまえると、各種 であることは先行研究でも指摘されており(池和田 二〇〇九)、この人物の これまで何の検討もなされていない。この人物の素性を確認できる明確な情報 行事に際して雅楽の演奏を行う機会を確認する目的から、この種の写本を必 書写奥書 左中将 (奥書群の末尾) 早世〉忠俊 「貞和三年 〈母〉」(『尊卑分脈』道綱卿孫 に見える (一三四七) 五月」という時期からすると「〈正 「忠俊朝臣」という人物をめぐっては、 『尊卑分脈』の該当箇所の情報が不十分 〈楊梅〉)とある

述べている関係性も踏まえると、忠俊の近親者である可能性は高い。格も不明だが、奥書後半で「中家之外記所注書歟。…彼家系図…」と述べている関係性も踏まえると、中原家の人物でないことは確実である。その書きぶりからることからすると、中原家の人物でないことは確実である。その書きぶりから格も不明だが、奥書後半で「中家之外記所注書歟。…彼家系図…」と述べてい格も不明だが、奥書後半で「中家之外記所注書歟。…彼家系図…」と述べてい格も不明だが、奥書後半で「中家之外記所注書歟。…彼家系図…」と述べている関係性も踏まえると、忠俊の近親者である可能性は高い。

理解できるからである。ただし「旧本」という表現からすると、「書留」にと文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに

成立時期に関しては、所 一九七四の理解に従うべきことになる。書写したものが現存する中原家本と考えるのが自然である。つまり、本写本のよって新本が成立した可能性を想定すべきだろうから、「或人秘本」の全体を

(4) 某家旧蔵の「内相殿本」の性格

う肩書きで呼ばれたのは短期に限られる点は、注意を要する。 いのに対し、後者はその後に内大臣・関白まで至っているので「内大臣」とい 内大臣を極官としたことから後世の史料で「前内大臣」と呼称される場合が多 それを後継した近衛家基(一二六一~一二九六)の二名が確認できる。 しては、建治元年十二月まで在任した花山院師継 本」、つまり建治年間に内大臣の地位にあった人物の所蔵本と推定される。 一九八四Aは、この内大臣を近衛家基に比定する。しかしこの時期の内大臣と 一二七八)に書写した旧本も所蔵していた。この旧本の親本は さて某家では、この際に書写した新本とは別に、 (一二二二~一二八一) と、 建治年間 (一二七 「内相 前者は Ŧī. 所

書にみえる「内相」は花山院師継を指している可能性が高い。 書写奥おそらく難しかったろう。以上のような事情を踏まえても、中原家本の書写奥おそらく難しかったろう。以上のような事情を踏まえても、中原家本の書写とは、(一五~一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出(一五~一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出(一五~一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出(一五~一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出(一五~一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出が」と明記されるように、関係目執筆秘抄』『大嘗会式』などの著作を花山院師継は『蝉冕翼抄』『除目執筆秘抄』『大嘗会式』などの著作を

が する中原家本の来歴と関連しない情報 を超えた記載が見える点も興味深い。ここに記された中原家諸流のうち、 載する系図(裏書)には、現存の中原家本の由来を理解するために必要な範囲 である。この記載に続けて「仍為||後見|、彼家系図聊注 れに伝来した写本を書写したという経緯が記されていたことが推定できるから 「内相殿本」の親本の伝来と関係するものであると見るべきだろう。 中家之外記所,,注書,數。 この写本の性格に関して考える際、 「旧本」= 「内相殿本」の奥書にも、 旧本又同」前」と言及する点は注目される。 (師清流あるいは師元流のうちの別流) 「或人秘本」について 中原家のいずれかの流 ||載裏||也 」として掲

(5) 最終的な所持者

る。

「四〇三」、現在では尊経閣文庫に所蔵されるというのが、本写本の来歴であたれを享保五年(一七二〇)に前田綱紀が購入し(育徳財団 一九三一・吉岡の写本は中原(押小路)師貫(中原師元の二十一代後の当主)が所蔵していた。の写本は中原(押小路)師貫(中原師元の二十一代後の当主)が所蔵していた。間にか家外へ流出してしまう。その後の経緯は不明だが、近世中期の段階でこ間にか家外へ流出してしまう。その後の経緯は不明だが、近世中期の段階でこれを享保五年(一七二〇)に前田綱紀が購入し(育徳財団)が所蔵していた。

(6) その他

めにも、もう少し考えてみる必要があろう。 段階で付された独立した記載なのかに関しては、奥書の生成過程を検討するた込みが見える点や、これらの記載が「建暦三年…」と一組なのか、それとも別三年…」の直前に記載された「即校合畢」の脇に薄墨で「\。」のような書き三年…」の直前に記載された「即校合畢」の脇に薄墨で「\。」のような書き

なのかについても検討が必要だろう。の両点から奥書本文とは別筆と判断されるが、これがどの段階で付された加筆の両点から奥書本文とは別筆と判断されるが、これがどの段階で付された加筆また「延応元年…」奥書の中間部分に付された傍書「尚歟」は、墨色・筆跡

第二節 葉室家本『年中行事秘抄』(彰考館文庫)

できないので、とりあえず現段階で判明している情報を列挙しておく。(葉室本(彰考館文庫所蔵)は、目下のところ所蔵側の都合により原本調査が

成立

その子写本)を所持していた源国資から、葉室長光が借貸・書写したものが、成立の過程は、奥書に見える情報によると、某人が書写した写本(あるいは

割を担った写本と位置づけられる。通祖本とする点をふまえれば、前近代における本史料の享受に際して主要な役現存する葉室家本ということになる。現存する大多数の写本が葉室長光本を共

が正しいとすれば、彰考館文庫に現蔵される葉室家本は、文字の欠落が少なく ている。類似の補訂は山本 一九八○の各所で生じており、もしこれらの判断 諸本に見える記載を根拠として「〈本云〉永仁之比、被,|書始,|之処、 写功」者也。 葉室家本の「〈本云〉永仁之比、被,,書始,之処、自然被」閣之畢。 あえず予断を排した分析が必要なように思われる。たとえば山本 一九八○は が同系統の現存諸写本の共通祖本そのものに当たるかどうかに関しては、とり えるうえで留意すべき現象といえる。 ない(=諸本の直接の親本そのものではない)ことになる。 」閣之畢。嘉暦|之比|令」終;|写功 | 者也。外見不」可」許[乎]。 なお原本調査を行っていない段階で断言することは差し控えるが、 外見不」可」許。 判 (本奥書) という記載について、 同写本の性格を老 判」と補訂し 嘉暦令レ終 同系統の 自然被

【 伝 来】

果(4)に期待したい。

展立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本成立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本成立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本成立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本成立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本

【書誌】

数) 一一(番号) 写」とある。 七「寅部 職官」に掲載される情報によれば、「年中行事秘抄 二部 五(冊彰考館文庫編『彰考館図書目録』(同文庫、一九一八年、二二七頁)の巻之

装丁(粘葉装か綴葉装かなど)であるか、あるいはその紙質などを確認しないには七月~一二月が掲載されているのではなかろうか。この冊子がどのような合性を欠くが、おそらく二分冊からなる冊子本で、上冊には正月~六月が下冊以上の情報は「彰考(一冊本二部)」(国書データベース)という情報と整

限り、成立時期も確定しがたい。

各冊奥には、以下の記載が見える(山本 一九八〇ほかによる)

上卷

||外見||。可」秘々々。建武元年六月日、以||前源宰相〈国資卿〉本||書写訖。子孫之外、更不」可建武元年六月日、以||前源宰相〈国資卿〉本||書写訖。子孫之外、更不」可」出||困外||者也。 判

参議右兵衛督長光

· 丁 考

也。外見不」可」許。 判(本云)永仁之比、被二書始」之処、自然被」閣之畢。嘉暦令」終二写功一者

外、曽以不」可」許」他見」。可」秘蔵」。建武元年六月日、此抄上下、以」前源相公〈国資卿〉本」書写畢。子孫之

参議右兵衛督藤原長光〈在判〉

1本、努

(1)「永仁~」奥書(下巻)に見える「被書始」・「被閣」という表現以上に掲げた奥書には、各種の問題が含まれている。順に検討していきたい。

討する必要がある。 討する必要がある。 たいのであれば、「書始之処、自然閣之畢」と書けばすむはずで 行為を記録したいのであれば、「書始之処、自然閣之畢」と書けばすむはずで 分析が必要である。たとえば前半部分について見てみると、もし本人が自身の この奥書の性格について、先行研究ではとくに検討されていないが、慎重な

後半では、その後、嘉暦年間(一三二六~一三二九)に第三者に命じて書写事使役用法に近い表現となろうが、そう解釈すると「自然被閣」(なんとなく中使役用法に近い表現となろうが、そう解釈すると「自然被閣」(なんとなく中値役用法に近い表現となろうが、そう解釈すると「自然被閣」(なんとなく中値と用法に近い表現となろうが、そう解釈すると「自然被閣」(なんとなく中値との整合性がとれなくなる。そのため、いずれの「被」を当事を始め、中途で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。またに書写を始め、中途で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。またに書写を始め、中途で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。またに書写を始め、中途で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。または書写を始め、中途で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。または書写を始め、中途で掲載していると解釈すると

は考えにくい。 は考えにくい。 は考えにくい。 は考えにくい。

また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書に見える書写作業は、永仁年間~嘉暦年間まで三○年前後の長期また本奥書によります。

決断所結番交名」(『大日本史料』編年六―一)では一番(畿内) 遺文』二九一五四)で綸旨の奉者を勤め、 暦元年(一三二六)に参議兼宮内卿を経て、 推測される。後醍醐天皇のもとで元亨四年(一三二四)に宮内卿兼蔵人頭、嘉 源親平である。 る。この間、 下に叙されるところから始まっており、おおよそ一二八〇年代中頃の生まれと 一三三五年以降) この点をもう少し踏み込んで検討するために、 「正中二年(一三二五)七月一七日 後醍醐天皇綸旨 『公卿補任』によると官歴は永仁六年(一二九八)に従五位 の履歴を確認しておこう。彼は顕房流の村上源氏で、 「建武元年(一三三四)八月 雑訴 嘉暦三年以降は前参議となってい 源国資(一二八〇年代 担当所員と

して名前を連ねている。

ば嘉元元年 としての地位は、 の歴代天皇に近しく仕え続けてきた人物である。つまり国資の後醍醐天皇側近 御教書」(『鎌倉遺文』二四六九五)では、皇太子尊治親王(のちの後醍醐天 皇の侍従となった後、「正和元年(一三一二)十一月十三日 山城革島荘本家 ている。彼の官歴は「侍従源親平 後醍醐天皇が翌年に吉野に逃れたこととの関連を想定すべきように思われる。 えるのを最後として、死去や出家という形ではなく諸史料から姿を消すのも、 力の枢要にあった可能性が指摘されている(宮島 一九八六・三村 一九九六)。 こうした諸史料によれば、『公卿補任』建武二年(一三三五)条で前参議と見 (一二五九) 十月十日条) とあるように、同年三月に即位したばかりの亀山天 (一三二五) 七夕御会和歌懐紙」に、 ちなみに彼の父源親平(一二五二~一三一七以降) 文化面においても、後醍醐天皇が側近を集めて開催した「正 領の山城国革島荘に関する御教書の奉者を勤めるなど、一貫して大覚寺統 (九月辞)、文保元年(一三一七)五月三十日に出家という履歴をたどっ (一三〇三)の段階では非参議、 父親の代から続くものと考えてよい。 〈資平朝臣子云々〉」(『民経記』正元元年 彼が参加している点から、 正和二年(一三一二)八月に任参 は、 『公卿補任』によれ 大覚寺統勢 中二年

立した写本と想定されることになる。

立した写本と想定されることになる。

立した写本と想定されることになる。

立した写本と想定されることになる。

立した写本と想定されることになる。

(2) 葉室長光の書写奥書

二月に右兵衛督となるが、同年十月に右大弁に就任した際、任を去っていにおける彼の履歴を『公卿補任』で整理すると、まず元弘元年(一三三一)ある葉室長光(一三〇九~一三六五)について確認しておこう。前後の時期のぎに建武元年(一三三四)の奥書を検討する前提として、その筆記主体で

できない。
できない。
できない。
できない。
ののち正慶元年(一三三二)六月の建武新政に伴い一切の官職を剥奪される。その後、建武元に一三三三)六月の建武新政に伴い一切の官職を剥奪される。その後、建武元 (一三三三)六月の建武新政に伴い一切の官職を剥奪される。その後、建武元 (一三三三)六月の建武新政に伴い一切の官職を剥奪される。その後、建武元 できない。

は不可解である。 いた可能性は想定しがたい。この点で、葉室家本奥書に見える該当箇所の記載 高い。つまり、いずれの地位に関しても、建武元年の時点で葉室長光が占めて 二〇〇一)、建武三年十一月に藤原長定が就任するまで在任していた可能性が 引き続き建武三年六~八月の文書でも「左兵衛督尊氏」を名乗っており(上島 なった足利尊氏は、 原公重が就任するまでその地位にあったと考えられる。また左兵衛督の後任と 後任者に関しても確認しておこう。 元弘二年三月二十一日(『花園天皇宸記』)・「元弘三年八月七日 念のため (臨川寺文書)などで在任が確認できるので、 『公卿補任』 『公卿補任』では建武二年条を最後に尻付記載が消えるが の誤写・誤記の可能性を念頭におき、 まず右兵衛督の後任となった藤原隆蔭は、 建武元年十二月に藤 左・右兵

と、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であった可能性が高い。と、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であった可能性が高い。さて彼の政治的立ち位置については、持明院統・大覚寺統の切り替わりとと、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であった可能性が高い。 さて彼の政治的立ち位置については、持明院統・大覚寺統の切り替わりとと、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であった可能性が高い。 さて彼の政治的立ち位置については、持明院統・大覚寺統の切り替わりとと、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であった可能性が高い。

という表現は意味不明なので、該当部分は「以前、源相公〈国資卿〉本を…」衛督ではない点が気に掛かる。奥書の記載を語順通りに読めば、「前源宰相」(一三三四)六月」の段階で、源国資は前参議であり、葉室長光は参議兼右兵以上の情報を前提に建武奥書を読むと、まず奥書の書かれた「建武元年

可能ではない。

可能ではない。

可能ではない。

可能ではない。

にくい。 に左兵衛督への任官履歴を持つ人物を、この時点で右兵衛督とする人事は考えともに別の在任者が想定できることは前述したとおりであるし、そもそも過去ともに別の在任者が想定できることは前述したとおりであるし、そもそも過去しかし、長光の地位に関しては明らかな疑問が残る。建武元年には、左・右

(3) 葉室長宗の相伝識語

わせて検討しておきたい。語が書き込まれている。本書の伝来を検討する際に重要な意味を持つので、あ長宗」(上巻奥)・「相伝了「左中丞長宗〈在判〉」(下巻奥)という相伝識(葉室本系の諸写本には、葉室長光の書写奥書に引き続き、「相伝畢」左中丞

正』同年八月十四日条)。(一三七○)八月に右大弁となるまでその地位を占めていた(『後深草院関白四月に 左中弁に 就任 し(『後愚 昧記』 同年四月十三日条)~応安三年:と続いていく。ここに見える葉室長宗という人物は、貞治六年(一三六七)『尊卑分脈』顕隆卿等孫〈葉室〉によると、長光の子孫は長宗―長忠―教忠

『後愚昧記』貞治六年四月十三日条

本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無

存する)。

「一三八七)二月に出家している(後者については、春日大社に国宝「菱作打刀」として現話が記録されている(後者については、春日大社に国宝「菱作打刀」として現案には、万里小路時房が葉室宗豊に聞いた「長宗卿遁世之時、雀手箱ヲハ、奉ニ納北野宝蔵」。光頼卿以来相伝之打刀ヲハ、奉ニ納春日宝蔵」云々」という逸条には、万里小路時房が葉室宗豊に聞いた「長宗卿遁世之時、雀手箱ヲハ、奉家は一時的に絶家となってしまう。長宗は自身の出家によって、自家が絶家と(一三八七)二月に出家している(『諸家伝』葉室 長宗項)。この際、葉室(一三八七)二月に出家している(『諸家伝』葉室 長宗項)。この際、葉室(一三八七)二月に参議を辞して、至徳四年ところで長宗は、康暦元年(一三七九)十二月に参議を辞して、至徳四年

(万里小路嗣房)へと下賜されている。 蔵書は「明徳年中」(一三九○~一三九四)に足利義満の判断で「故大臣殿」「公方」(室町幕府)に接収された(松薗 二○○六)。その後、葉室家の旧結局、長宗の出家により断絶と見なされた葉室家の「文書・家記」は、一旦

『建内記』永享元年(一四二九)三月二十九日条

文書・家記等」也。書・家記,進二置公方」了。仍為□闕所」。故大臣殿、明徳年中御□拝―領彼書・家記」進二置公方」了。仍為□闕所」。故大臣殿、明徳年中御□拝―領彼《参議》長宗卿、出家遁世入□釈門」、一流一向断絶之由達□上聞」。以□文

二十八年(一四二一)に二五~三〇歳くらいと推定される。そこから逆算する任年齢(長隆は三一歳・長光は二五歳)を参考にすると、参議に就任した応永で、家としての葉室家は復興を実現している。なお長忠は、先祖代々の参議就わけではない。長宗の出家の三十四年後、その子長忠が参議に就任すること念のため付言しておくと、葉室家そのものが、この時点で絶えてしまった

生まれていない可能性すらある(この点からすると、長忠は長宗の実子ではな 可能性を想定すべきかもしれない)。 生年は一三九○年代初頭~中頃となり、長宗の出家時(一三八七年)には

の記事が参考になる。そこには、貴族らしからぬ理由で喧嘩を起こして重傷を え、「狂気/遁世」(『尊卑分脈』)とされる。彼については、 も一つの手である。しかし長宗の弟長親は『尊卑分脈』によれば官歴不詳なう った顛末が記されている。 このように子供が幼ければ(あるいは不在であれば)、兄弟が継ぐというの の理由によって「遁世」(=官界を去った)という事情が想像されよう。 激しやすい性格の人物だったようで、 『後愚昧記』 この後、 何

直衡語云。『後愚昧記』 応安三年 (一三七○) 九月二十六日条

可 下剋上之世、凡怖畏極之秋也。後聞、件戸部雖」被」瘡不」死、於、言侍男 青侍男、又家人等相集殺」之了云々。雖,,末代,殺」主之条、希代之所為也 者殺害了云々。 ||尋知||之〉与||青侍男||打||双六||之間闘諍、為||青侍||被||殺害||了。件 昨日、右大弁〈長宗朝臣〉舎弟〈民部大輔云々。 不り知 実名

蔵書が収公のうえで万里小路嗣房へ下賜されることになった。 こうした背景もあって、長宗の出家により葉室家は断絶と見なされ、 一切の

ばいいのだろうか。 わらず、それとは別に中原家本系写本を全文書写していることをどう理解すれ 二○○四)、やや不可解である。もし葉室家本の奥書と『後愚昧記』 いずれも史実とすると、万里小路家に移管された葉室家の蔵書の存在にもかか ら現存する万里小路本『年中行事秘抄』を書写していることは となると、この後、 万里小路惟房 (嗣房の五代後)が中原家本系の親本 の記事が (佐藤

長法印相語云、父葉室前宰相 室家に返却されていた可能性を示しているとも理解できる。実際、 いは惟房による書写の事実は、それ以前の段階で葉室家旧蔵書の相当部分が葉 する必要性が認識されていたかどうかについては、検討の必要があろう。ある 秘抄』の重要性が低下しつつある時期に、万里小路家でこの写本を二本も所持 に写本全体を書写している事例もある。しかし、公家社会における『年中行事 もちろん、中原家本の成立過程で、旧本を所持しているにも関わらず、新た 〈長忠〉談云、祖父長光卿記云、…」 (『建内 「妙法院賢

> 長忠が父祖の家記 おそらく、後者のように理解するのが妥当なのであろう。 記』正長元年(一四二八)三月二三日条)という記事によれば、参議就任後の (自筆本かどうかは不明) を所持していたことを確認できる

(4) まとめ

字情報をそのまま鵜呑みにした分析は避けるべきであろう。 となるとはいえ、少なくとも同本の調査が難しい現状では、 きではなかろうか。最終的な結論を出すためには、葉室家本の原本調査が必要 それ以降の部分には少なからぬ誤写か、 以上、色々と述べてきたが、こうしてみると「永仁…」 作為が加わっている可能性も推定すべ の一文はともかく、 公開されている活

蔵書家としての評判を前提として、架空の構図を組み立てたのかもしれない(6) 関して十分に知識のない人物の可能性が高い。中世後半のある段階で、 辻褄の合わない点の存在からも、 なお、 もしこの奥書に作為が加わっているとすると、すでに指摘した複数の 作成主体は葉室家当主の官歴・生没年などに 長光の

第三節 【成立 卜部家本『年中行事秘抄』(大東急記念文庫

ている。つまり鎌倉初期に書写された巻子本へ、中世後期に卜部兼右 これ以降の諸研究(西本 二〇〇三A・小川 二〇二三)においても継承され の写か」=「鎌倉初期写」という見解が示され(大東急記念文庫 一九八一) え、その院号の定まった時点での補記があ」ることを根拠に「ほぼその当時 五七三)が花押を付したものが本写本というのである 本写本の成立に関しては、本文中に「「後高倉院」 のこと (※忌日)

仮説にすぎない。こうした方法論に基づけば、 親本の利用終了時期=当該写本の成立時期という、証明されざる前提に基づく 記載情報の下限は親本の本格的な利用期間の範囲を示すに過ぎず、 みを材料とする方法論は、再考の余地が大きい。とくに、この種の史料の場合、 本の書写年代を判断する際、記載内容の時期的な下限(この場合は忌日)の 本などと比較して、古態を残している可能性は高い しても、 たしかに私見によっても、本写本に記された文字情報が、 古い時期の写本と認定されかねない 古写本を近代以降に書写したと (詳細は後述)。 しかし写 中原家本・葉室家 先の理解は

想定することは、勇み足と言わざるをえない。 電初期までのものに限られることを根拠として、写本の成立自体をその時期となり下った時期の成立である可能性を示唆している。本文中に見える情報が鎌物語っている。そうした点も、本写本が中原家本・葉室家本などと比べて、かが確認できないことは、書写後、現実的な利用に供された可能性が低いことをが確認できないことは、書写後、現実的な利用に供された可能性が低いことを

たとえば花押が付された末尾の白紙(第二二紙)が本体と同質紙であることを想定するのが自然であろう。

1

書誌

包紙の一部かもしれない)。□□献之〉」(押紙)とあるが、紙質は本紙とは異なる(この押紙は、過去のれている。また表紙見返に「仁和元年五月廿三日/年中行事障子〈昭宣公□□外題に「年中行事秘抄」(題簽)・内題に「年中行事秘抄〈近代〉」と書か

巻子本で、寸法は縦三○.一×横五二.○(第一紙)+横五三.○(第二

色なので膠か大豆糊か)を追加で塗布している箇所が複数ある。 と推定される。紙継目はおおよそ三~四㎜(順継)だが、幅二㎜くらいの箇所と推定される。紙継目はおおよそ三~四㎜(順継)だが、幅二㎜くらいの箇所のみ虫損を生じている箇所が目立つのはそのためだろう)。なお当初の糊の粘めのみ虫損を生じている箇所が目立つのはそのためだろう)。なお当初の糊の粘め、過程をは多少厚めなので、利用に先立つ化粧断ちはほとんど行われていない紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の紙)…と、第二十一紙まで五○□強の幅の紙がといる箇所が複数ある。

のものには利用の痕跡は見当たらず、 できない。つまり親本の段階までは各種の加筆がなされているが、卜部家本そ そのまま写したものらしく、書写後に加筆・項目追記が加えられた痕跡は確認 軸付紙(幅二一.五四)も、前半と同質紙である。 連続染みがある程度で、保存状態はよい。なお巻子後半(二十~二十一 紙~)・「校合了」(第二一紙)・「右兵衛督卜部 なっている。全体を通して紙に虫損はほとんど発生しておらず、 し痕などはあるが、異本注記(たとえば一紙目末 頭書「関白」)は親本から 本文は、後半部分も含め全文一筆で書かれている。一部、 全体の構成は、表紙見返+二一枚+軸付紙となっている。 『年中行事秘抄』 (花押) 」] が実用されていた時期 書写の際の擦り 内訳は正月 (第二二紙) 下方にうすい 紙) ح

【 紙 質 】

(~中世前期) に書写されたものとは考えにくい。

填料の無添加と関係があろう)。 えられていないようである(前述した虫損の少なさも、こうした丁寧な洗浄や と判断すべきだろう。 いことが推定できる。以上の諸傾向からは、中世後期以降に漉かれた紙である た特徴からも、簀を一定時間に渡って固定する溜め漉きの技法は使われていな は簀目が紙面に定着する前に漉簀からサッと剥いでいるためであろう。こうし れも見えにくい。漉いている間は簀を強く揺らし続けたうえ、漉き終わった後 性が高い。 少なく、この点からも技術的に安定したレベルの流し漉き技法で漉かれた可 た流し漉き技法で漉かれた紙と判断される。 紙は楮紙。 糸目は二: 繊維は表裏両面で縦・横に強い方向性を示すので、 七 cm 、 なお繊維間に不純物の混入は見当たらず、填料の類は加 簣目は二一本/三m 未叩解繊維が時々見えるが、未蒸解繊維はほ 透過光による観察では漉きムラは (第一紙) だが、全体にいず

とんどなく、丁寧なチリ取り作業が行われたと分かる。

表面加工としては、丁寧な打紙が施されている(大東急記念文庫 一九八一表面加工としては、丁寧な打紙が施されている(大東急記念文庫 一九八一乗りからみて、ニカワも塗布されているようである)。

公心各紙の紙厚にはバラツキもあるが、どの紙も漉簾の糸目は二、七〜二、八四各紙の紙厚にはバラツキもあるが、どの紙も漉簾の糸目は二、七〜二、八四

【奥書】

『報がところどころに記されている。書写過程や伝来などを明確に記す奥書は見当たらないが、以下のような関連書写過程や伝来などを明確に記す奥書は見当たらないが、以下のような関連

「都督江納言以近代公事被撰定〈云々〉」(第一九紙)

校合了」(第二一紙)

石兵衛督卜部(花押)」(第二二紙

【老、祭】

は、再考の余地がある。ては、私も西本 二〇〇三Aと同意見である。ただしいくつかの主張について、私も西本 二〇〇三Aと同意見である。ただしいくつかの主張についト部家本が、諸写本のなかでは比較的古い内容を残しているという点につい

(1) 卜部家本を「鎌倉初期写」とする想定について

え、その院号の定まった時点での補記があり、ほぼその当時の写か」という理の検討成果は示していない(&)。『貴重書解題』は「「後高倉院」のことが見の「鎌倉初期写」という想定を重視すべきことを再三強調するが、とくに独自西本論文では卜部家本の成立年代について、『大東急記念文庫貴重書解題』

検討が必要であろう。写」と断定できる根拠とはならない。書写年代の確定に際しては、より厳密な写」と断定できる根拠とはならない。書写年代の確定に際しては、より厳密なたとしても、前述したように、現存する卜部家本そのものを「ほぼその当時の解を示している。しかし「補記」が「院号の定まった時点」のものと仮定し

ト部家本が、親本の原態を十分に留めていない可能性は、たとえば「五月最上部家本が、親本の原態を十分に留めていない可能性は、たとえば「五月最上部家本が、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下路まずが、親本の原態を十分に留めていない可能性は、たとえば「五月最

(2) 『年中行事秘抄』の撰者を大江匡房とする想定について

以上、この記載がそれ以前に遡るものとは判断できない。のではないので、史料の形成過程を考える際は参考程度の扱いに止めるべきであるう。そもそも、本写本そのものが鎌倉初期の古写本であると確定できないのではないので、史料の形成過程を考える際は参考程度の扱いに止めるべきであろう。そもそも、本写本そのものが鎌倉初期の古写本であると確定できないのではないので、史料の形成過程を考える際は参考程度の扱いに止めるべきである。しかし、この点に関する西本説の主要な根拠は、二点ある。一つは、十二月条末に見この点に関する西本説の主要な根拠は、二点ある。一つは、十二月条末に見

は善する。○○三Bにおける翻刻も参考にしつつ、該当箇所の本文を掲げておく。《》二○○三Bにおける翻刻も参考にしつつ、該当箇所の本文を掲げておく。《》ある。しかし、この部分については異なる解釈も可能である(以下に、西本換えられている(=帥大臣記の著者が本文執筆者)とも解釈しうる箇所でもう一つは、八月条で卜部家本が引用する「帥大臣記」が「私記」と言い

下丁○、帥大臣記、海涼説云々、善澄歟、 ^{〈賈昱徳)} 八月上丁釈奠事/上丁当日触若国忌者、用中丁、若重延引者停止、不用

箇所に、のちに「帥大臣記…」と追記されたと理解する。しかし、そもそも西本論文は、この部分の構成について、もともと「可見私記」とのみあった

追記したと解釈すれば問題ない。
「自身の何らかの著作(たとえば『師遠年中行事』)の当該項も参照」の意で次第』を「私記」と称するのは不自然である」(注二三)と補足説明するが、との注記を加えたのは中原師遠であると考えることもできるが、師遠が『江家との注記を加えたのは中原師遠である。この点に関して、西本は「「可見私記」「可見私記」は「帥大臣記」に付された傍書ではなく、「下丁」の下に付され

こうした理解は、たとえば卜部家本に見える大江匡房の著作への言及(六箇後者の成立に関して匡房本人の関与まで想定するのは行きすぎであろう。事秘抄』との間に内容的な継承関係は認めうるが(詳細は忌日の事例で後述)、示唆している。たしかに西本の指摘するとおり、『江家年中行事』と『年中行示唆している。たしかに西本の指摘するとおり、『江家年中行事』と『年中行本のででは、「私記」の四文字がないでもそも、広橋家本をはじめとする他本には「可見私記」の四文字がない

所)からも確認できる。

①正月元日 立春日主氷司献立春水事「江帥次第云」

②六月冒頭「見江帥記

③八月上丁 釈奠事「帥大臣記」(本文の脇に付された書き込み)

④九月冒頭 「見江記」

⑤九月九日 重陽宴事「江次第云」(六

⑥十二月冒頭「見江記」

うした理解は難しい。
一方した理解は難しい。
一方した理解は難しい。
一方にとになろう。こうした事実もまた『年中行事秘抄』が大江匡房の著作であることを示す一傍証」(西本 二○○三A)と位置づけるが、前述のようにそることを示す一傍証」(西本は③をめぐって大江匡房の関与を示すと理解し、そうした分析を根拠と西本は③をめぐって大江匡房の関与を示すと理解し、そうした分析を根拠と

参考までに、以上の六箇所における大江匡房著作からの引用について、簡単

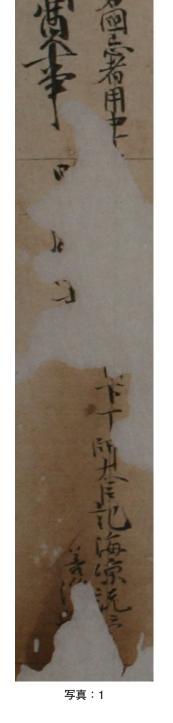


写真:2

すれば、大江匡房自身の関与は想定しがたい。

で段階から存在した可能性も高い。そして「江帥記」などという記載形式からに付された前者の注記はいずれも広橋家本にもみえるので(写真:2)、原本供されていた時期があったことを示す痕跡)と見なせよう。このうち本文直下供された前者の淫記はいずれも広橋家本にもみえるので(写真:2)、原本供されていた時期があったことを示す痕跡)と見なせよう。このうち本文直下がとそれ以外の三箇所は、それぞれ別人の手になる可能性が高い。つまり、こ所とそれ以外の三箇所は、それぞれ別人の手になる可能性が高い。つまり、こ所とそれ以外の三箇所は、それぞれ別人の手になる可能性が高い。つまり、この段階が高い、

『短』、『年中行事秘抄』(国立歴史民俗博物館)第四節 広橋家本『年中行事秘抄』(国立歴史民俗博物館)

いので、論文末に全体写真を掲げておく。 (H-63-333-1)の内容は『年中行事』である (g)。本写本の存在は十分周知されていな(H-63-333-1)の内容は『年中行事』で、本論文で検討する第二巻(H-63-333-2)のみが『年中行事秘抄』であるが、本文の筆跡はそれぞれ異なっている。このうち第一巻現状でH-63-333は巻子本(二巻)からなり、いずれも外題に同筆で「年中現状でH-63-333は巻子本(二巻)からなり、いずれも外題に同筆で「年中

所で両系統の情報を混在させている点は、注意を要する。こうした実態は、後所で両系統の情報を混在させている点は、注意を要する。こうした実態は、後には本文と同じ表面の各月末尾に書写)・追記の三種に分かれ、前二者はほぼでは本文と同じ表面の各月末尾に書写)・追記の三種に分かれ、前二者はほぼでは本文と同じ表面の各月末尾に書写)・追記の三種に分かれ、前二者はほぼでは本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記述情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書(現状本文は、近にないまでは、

略しながら転写していた可能性も示唆しているからである。世に複数段階の増補が行われたことに加え、諸系統本が共通祖本の情報を一

部

本文には、複数段階において追記がなされているようである。ここで広橋家本文には、複数段階において追記がなされているようである。ここで広橋家本の本文に掲載される忌目の下限を確認しておくと、二条天皇とえば広橋家本の本文が繋子の忌日を掲載していることは、この写本が転写のため、広橋家本の本文が繋子の忌日を掲載していることは、この写本が転写のため、広橋家本の本文が繋子の忌日を掲載していることは、この写本が転写される以前の段階で、本文の行間(あるいは行頭)などに繋子の忌日を追記した親本が存在し、そこから広橋本を書写した年代が一二世紀中頃以降であることを示す情報と考えられることになる。ところが先行研究の成果を踏まえれば、存在した情報が、書写に際して本文化する場合があることは、この写本が転写存在した情報が、書写に際して本文化する場合があることを示している。以上のような現象を踏まえると、諸写本において特定項目が本文に掲載されている。以上のような現象を踏まえると、諸写本において特定項目が本文に掲載されている。以上のような現象を踏まえると、諸写本において特定項目が本文に掲載されている。以上を示した情報が、書写に際して本文化する場合があることを示している。以上を記述というな現象を踏まえるというないのように表示している。というないの表示を表示というない。

た想定)。

「大八)頃を最後に終了していることになる(五月以前の前闕部分の記載を除いた別で、大八)頃を最後に終了していることになる(五月以前の前闕部分の記載を除いったりした状況からすると、本写本における忌目の加筆は六条朝(一一六五~中原家本・中原家本の本文に掲載される建春門院(~一一七六)は見えず、また家本・中原家本の本文に掲載される建春門院(~一一七六)は見えず、また家本・中原家本の本文に掲載される建春門院(~一一七六)は見えず、またまにが、「領域を表現しておくと、一条天を制力が、「大阪の記載の記載を表現しておくと、一条天を制力が、「大阪の記載の記載を表現しておくと、一条天を制力が、「大阪の記載を表現しておくと、一条天を制力が、「大阪の記載を表現しておくと、一条天を制力が、「大阪の記載を開いている。」といる。

『年中行事秘抄』への書き込みも、このあたりの政治状況との関連を想定すべた。 には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同には存在しなかった項目と推定される。 一大五二・松井二〇〇八などの研究があり、 この他、注目される項目は少なくない。たとえば「伊都岐島祭官幣立事」

が行われなくなっている様相がうかがえることになる。元年(一一八一)であることも踏まえると、この頃を境として情報の追記自体きであろう。こうした情報に加えて、広橋家本に引用される勘物の下限が養和

れる。 た分析は追記箇所の筆跡がおおよそ本文と同筆であることとも整合性を認められることになる。成立後、三〇年程度の利用期間ということになるが、こうしら筆写されたのち、一一八〇年代初頭まで追記が加えられ続けた写本と想定さ以上の分析によれば、広橋家本『年中行事秘抄』は、一二世紀中頃に親本か以上の分析によれば、広橋家本『年中行事秘抄』は、一二世紀中頃に親本か

のうち「御節供事」は全文が行間への追記であり、広橋家本の親本にはこの項 持った『年中行事秘抄』の写本が出回っていたことをうかがわせる。なお三例 ばかりで、広橋家本へこれらの情報が加筆された時期には、現存しない内容を うかがえる (写真:3A・B・C)。いずれも現存する他本には見えない情報 原家本と葉室家本の二系統に限定された展開状況に至ったと考えられ 穀奉幣事」(七月末)などに付された「イ本」注記(三箇所) えば「御節供事」 写本が流布する状況は中世前期のうちに収斂していき、後期以降になると中 が存在していなかったことが確認できる。こうした多様な『年中行事秘抄 なお利用の過程で加筆された情報が少なくなかったことは、このほ (五月五日条) · 「造酒司始献醴酒 (六月一日)・ の存在からも か、 「祈年 たと

行习

現時点では確認できていない。か所蔵)を広く見渡せば、同筆の史料が存在する可能性もあるが、残念ながら伝来していたかも不明である。あるいは広橋家旧蔵本(国立歴史民俗博物館ほされていたのかについては、ほとんど判明しない。中世を通じて、どのように、以上の分析から分かるように、本写本がどのような主体によって作成・利用以上の分析から分かるように、本写本がどのような主体によって作成・利用

番号H-63-333)として所蔵されている。 東洋文庫などをへて、現在では国立歴史民俗博物館で『年中行事秘抄』(資料家で所蔵するようになっていたと考えられる。その後、大正期に至り岩崎家・ことと思われる写本の存在が記録されているので、おそくとも幕末までには同ようやく「嘉永三年(一八五○) 広橋家記録類目録」(後述)に、本書のようやく「嘉永三年(一八五○) 広橋家記録類目録」(後述)に、本書の

書誌

に見える。 に見える「松」(丹書)注記は、本史料の広橋家における を送)と似通っているが、両者が同時に書かれたとすると本文に付された朱書 をど)と似通っているが、両者が同時に書かれたとすると本文に付された朱書 をど)と似通っているが、両者が同時に書かれたとすると本文に付された朱書 の性格が理解しにくくなるので、ここでは近世以降における を書い、本史料の広橋家における の性格が理解しにくくなるので、ここでは近世以降における を書い、本史料の広橋家における を子本は前欠で、現存するのは五月五日条の途中からにすぎない。巻子

0 (||| || 0 || に「一、年中行事秘抄〈奥内侍所御事并/清涼殿行事〉 二〇一九)で「松」の部門に記されるのが「一、 書類乙」の「二六 しているのであろう。なお大正六年(一九一七)の段階では、前者は ていることと齟齬するが、整理の過程で各種の入れ替えがなされた痕跡を反映 (第二十号函)の「一〇二 年中行事秘抄 巻」(現在のH-63-333-1)のみで、 ただしそう考えると、 年中行事〈頼資卿筆〉 「嘉永三年 当該史料(H-63-333-2) (一八五〇) 一巻」に、後者は 一巻」に分類されている 年中行事 広橋家記録類目 一巻」と記載され 〈四辻殿御 は 「儀式部類」 「宮」の部門 (伴瀬

と比べて短いが、現状を見る限り、 + 四三: + 四三: + 四三: ず、もともと小さめな紙だったのかもしれない。 + 三五. (第二十九紙) +二: 各紙の寸法は、 八皿である。 六+四三: 八+四三: 六+三六: 〇十四三: 三十四三: 一 + 四三: 縦二六: 五+四四. 五+三六: 六 cm 四×横二八: (軸紙)となっている。 七+四三: 〇+四三: 五+四三: 三+四三: 五 + 四 三: 上下で大幅に化粧断ちした痕跡は見当たら 六 三+四四: 三+四三: 八+四三: (後補表紙 軸は木製で、 縦幅が同時期 七+四三: 四+四三: 七+四三: 〇+四三: + 三+四三: 径 四+四三: 八+四三: 八+四三: の標準的な紙 (第一紙) 五×長 八 七 兀 兀

箇所も少なくなく、旧態を残している訳ではないようである。この継ぎ直しの紙が重なっていない(=次紙と連続するように台紙に貼り付けてあるだけ)著しい。なお、かなりの部分で継直痕が明白だったり、現状ではほとんど両側各紙の継目はいずれも順継で、幅は○.一~○.四㎝と場所によって変動が

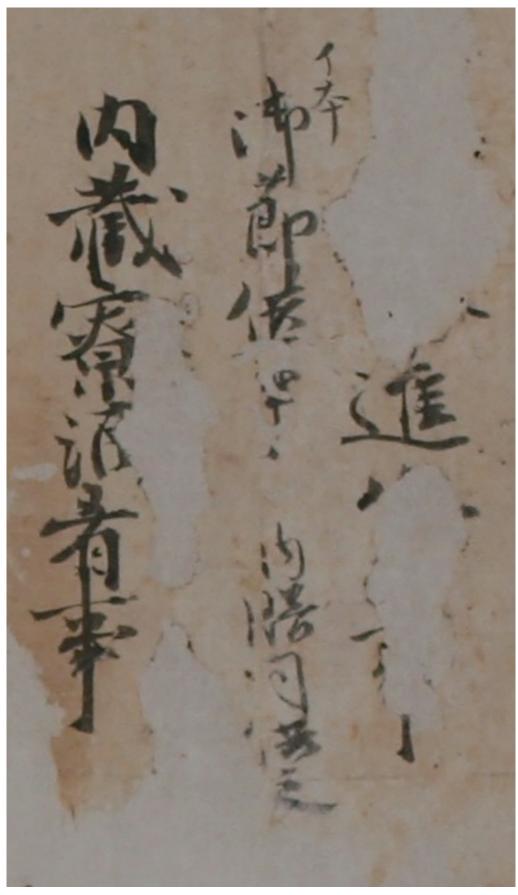


写真:3A



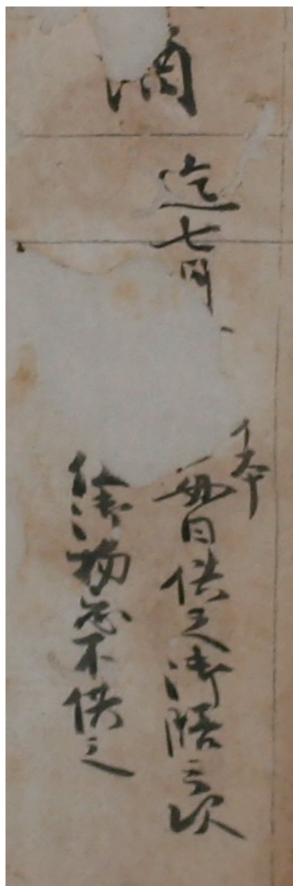


写真:3C

写真:3B

おそらくこの焼損と何らかの関係があろう。のと推測される。なお本史料の前半部(五月冒頭以前)が欠失してることは、(修補)は、とくに前半に激しい連続破損(焼損・虫損)との関係で生じたも

れている。 界線(薄墨) どなく、どのような見通しに基づいて引かれたのか不明である。 所である。このうち三~四本目の横界は書写に際して利用された痕跡がほとん 紙面には、計五本の横界線(薄墨)が引かれている。位置は、 五、一: が界幅三.六~三. 四(一) 五、一:四、一一:五 七 cm (四三四幅の紙で一二行) (地側から一・一) 四の箇 の間隔で引か 紙の天側から このほか、 縦

【細質】

している可能性が想定される。
べて墨の乗りがよい状況を念頭に置くと、打紙加工に加えてニカワの類を塗布で、標準的な打紙加工が施されている可能性が高い。ただし、繊維の密度と比る程度で、全体的に乗りはよい。顕微鏡観察によると、繊維間は比較的密なの私の表面は比較的平滑で、墨の乗りを観察しても、場所によって少々かすれ

や薄めである。 なかでも第三・四・二十・二十一・二十三の各紙は七○~八○μm程度と、や現状の紙厚(裏打紙を含む)は平均して九五~一○五μmの範囲におさまるが、紙厚五○μm以下の非常に薄い紙である(打紙前は倍近い厚さだったろう)。 現状では全面に裏打ちされているので正確な紙の厚さは不明だが、おそらく

過光で観察する限りチリ取り作業が雑なようで、全体に未叩解繊維・未蒸解繊ーただし、いずれの紙も顕微鏡観察によれば繊維間に不純物が目立つ。また透

みで構成されていると考えてよい。よく見られる現象なので、上記の同様の特徴もふまえると同時に漉かれた紙のに漉いた紙でも、紙料液中の繊維量が減少するにつれて薄くなっていくことはも共通する(つまり、あまり丁寧に作られた紙とは評価できない)。同じ機会維が散見され、五皿ほどの長さに切断された未蒸解繊維片が少量混入する傾向

【考察】

次節を参照。

第五節 古写本の相互関係

察する。 行研究において検討がなされていない広橋家本と卜部家本の関係性を中心に考行研究において検討がなされていない広橋家本と卜部家本の関係性を中心に考本節では、以上の分析成果を踏まえ、古写本の相互関係について、とくに先

(1) 広橋家本・卜部家本の関係

後者が原型に近い情報であり、前者はそれを抄写したものと考えられる。 講之間、重服者不参内〈云々〉」(写真:4)とある。情報の質・量から見て、 勝講間、服者不可参内事/故肥州康平五―五―廿八―、最・講□~□也。最勝 吉日事に付された「最勝講事」の裏書がある。この部分を、卜部家本は「最勝 吉田事に付された「最勝講事」の裏書がある。この部分を、卜部家本は「最勝 まずは中原家本・葉室家本などに見えず、広橋家本・卜部家本のみに掲載さ

推定されるが、記載箇所はあるべき場所ではなく(二四日の情報を晦日の後て智顗(五三八〜五九七)の忌日を記した記載がある。現状では本文と同筆と□〉」と「裏書云」の間に、「霜月会事/廿四日天台大師〈智者〉忌日」としこのほか、広橋家本には③一一月条で「晦日法勝寺御八講事〈五日上□〜

写真:4

で、卜部家本が子か甥に当たることを示している。いずれにせよ、 情報を略写する傾向があること(ユ゚)からは、 る。これに対応する記載は他本になく、 以上に例示した広橋家本と卜部家本の共通点は、いずれも広橋家本の記載が (頭書)とあるものが関連記載と見なせる。 ト部家本の記載が簡略な点で共通する。このようにト部家本が親本の 親本に付された追記を広橋家本がそのまま転写した結果と推定され 唯一、卜部家本に「廿四日天台大師忌 両本の関係性は広橋家本が親か叔

(2) 卜部家本に掲載される忌日

が世代の古い(オリジナルに近い)情報を掲載していることは明らかである。

広橋本の方

族の忌日について検討しておこう(付表:皇族忌日表) 一九五二)の整理による時期毎の国忌の変化を踏まえて、同本に掲載される皇 に注目されるのは、 るかもしれないが、同本には同本なりの独自情報が掲載されている。とく このように述べると、卜部家本が情報量の少ない写本のように誤解され 皇族の忌日に関する情報である。以下、先行研究(中村

こうした傾向からすると、卜部家本の女性忌日に関する情報の古さは、

同本

ではなく、書写段階ですでに親本に存在した情報と推定できる)。 各本とも追記ではなく本文として記載されているので、利用過程における増補 本のみ含まない点などが注目される。こうした傾向からすると、女性忌日の場 該当箇所が現存せず不明)点、 子 お、ここで検討対象とした穏子・安子・茂子・苡子・懿子の忌日に関しては、 合、卜部家本のみが二条朝以前の情報を反映している可能性が指摘できる(な まず女性の忌日について他本と比較しておくと、①葉室家本・中原家本は穏 (鳥羽朝に廃止)を含まないのに対し、卜部家本はこれを含む ②他本が含む懿子(二条朝に増置) (広橋家本は を、

倉院 (一一七九~一二二三) などまで掲げている⁽³⁾。 が下限なのに対し、卜部家本は本文に高倉天皇(一一六一~一一八一)・後高 る。たとえば広橋家本では本文に記載される忌日の下限が懿子(一一一六~ 一一四三)で、追記を含めてもその子である二条天皇(一一四三~一一六五) ただし皇族全体の忌日について検討すると、これとは異なる傾向も確認でき

皇族忌日(▲は本文ではなく、頭書などの追記)

		中原家本	なく、頭書などの追	卜部家本	人名	生没年	子	父	夫
222			?	A	聖徳太子	574-622		用明	
1203	0	0	0	0	天智	626-672	持統・元明	舒明	
1223	0	0	0	0	光仁	709-782	桓武	志貴皇子	
1007	0	0	0	0	早良親王	750-785		光仁	
317	0	0	?	0	桓武	737-806	平城・嵯峨・淳和	光仁	
321	0	0	?	0	仁明	810-850	文徳・光孝	嵯峨	
826	0	0	0	0	光孝	830-887	宇多	仁明	
929	0	0	0	0	醍醐	885-930	朱雀·村上	宇多	
719		0	A		宇多	867-931	醍醐	光孝	
104	0	0	?	0	藤原穏子	885-954	朱雀·村上	藤原基経	醍醐
429	0	0	?	0	藤原安子	927-964	冷泉·円融	藤原師輔	村上
525	0	0	0	0	村上	926-967	冷泉·円融	醍醐	
212	0	0	?	A	円融	959-991	一条	村上	
622	0	0	A	▲(後一条院国忌)	一条	980-1011	後一条·後朱雀	円融	
508		0			三条	976-1017		冷泉	
621	0	0	0	0	藤原茂子	?-1062	白河	藤原公成 (藤原能信)	後三条
417	0	0	?		後一条	1008-1036		一条	
118	0	0	?	A	後朱雀	1009-1045	後冷泉·後三条	一条	
419		0	?		後冷泉	1025-1068		後朱雀	
507	0	0	0	0	後三条	1034-1073	白河	後朱雀	
1003		0			上東門院	988-1074	後一条·後朱雀	藤原道長	一条
922	0	0	〇(中宮御崩日事)	○(故中宮御崩日事)	藤原賢子	1057-1084	堀川	源顕房	白河
807	0	0	A	A	郁芳門院	1076-1096	堀河(准母)	白河	
125	0	○(茨子)	?	0	苡子	1076-1103	鳥羽	藤原実季	堀河
719	0	0	○(御国忌事)	○(先朝御国忌)	堀河	1079-1107	鳥羽	白河	
624	0	0	0		藤原懿子	1116-1143	二条	藤原経実	後白河
822		0			待賢門院	1101-1145	崇徳·後白河	藤原公実	鳥羽
702	0	0			鳥羽	1103-1156	崇徳·近衛·後白河	堀河	
826		0	A		崇徳	1119-1164		鳥羽	
723	0	0	A		近衛	1139-1155		鳥羽	
1115		0			美福門院	1117-1160	近衛	藤原長実	鳥羽
728	0	0	A		二条	1143-1165	六条	後白河	
708	0	0			建春門院	1142-1176	高倉	平時信	後白河
717		0			六条	1164-1176		二条	
114	0	0	?	0	高倉	1161-1181	安徳	後白河	
313		0	?		後白河	1127-1192	二条·六条·高倉	鳥羽	
718		0			源通子	1163-1221	後嵯峨	源通宗	土御門
514		0		○(五月十日条に掲示)	後高倉院	1179-1223	後堀河	高倉	
918		0			藻壁門院	1209-1233	四条	九条道家	後堀河
806		0			後堀河	1212-1234	四条	守貞親王	

書写しなかった可能性も否定できない)。 書写以前の段階で男性忌日のみ増補され、それが卜部家本に本文という形で組本に当たる写本では二条朝以前の忌日を中心に書かれていたのが、卜部家本の祖点以降、情報更新をしていない結果と推測すべきことになろう。卜部家本の祖の成立時期の古さを示すというよりも、女性忌日への関心の低さから、ある時

<u>一</u> 日 一五日)などの忌日が、卜部家本のみに見える独自情報と確認できる。これ 招大師(一二月一一日)・恵果阿闍梨(一二月一五日)・香象大師(一二月 龍樹菩薩(一〇月一八日)・善无畏三蔵(一一月七日)・静観大師(一一月 蔵(八一五)・羅什三蔵(八月二〇日)・玄朗大師 光菩薩(七月一五)・章安大師(八月七)・別当大師(八月一〇)・金剛智三 鑑真和尚 ては独自情報を多数掲載している。広橋家本の現存する五月以降に限っても、 (九月二三日)・一行阿闍梨 (一〇月八日)・仁徳和尚 の情報が、すべて『江家年中行事』 ちなみに皇族以外の忌日に関しても、卜部家本には注目すべき情報が少なく これらの僧侶はおもにインド・中国の高僧で、 たとえば同本の収載項目は全体に広橋家本と近いが、 (六月二一日) ・慈恩大師(一一月一三日)・三国伝灯大師講日 (五月六日) ・南嶽大師 ・嘉祥大師 (六月二二日) ·修禅大師 (五月一五日) 裏書と一致することは興味深い ·良諸和尚 天台宗を中心に、 (九月一九日) · 弘景律師 (一〇月一七日)・ (一二月七日) 僧侶の忌日に関し (七月四日) ・定 (六月八日 律・三 · 行 な 恵

行事』)の性格を考える際に参考となろう。命、天台)などの延暦寺関係者が目立つ点は、卜部家本(あるいは『江家年中論・真言宗なども含んでいる。日本人では、別当大師(光定)・静観大師(増

うえで参考になる情報と言える。 頭書だが「私入之」 斎王禊事」 情報と理解することも可能だろう。 た「淡海公忌日」・「冬嗣御忌日」とともに、 日)・「宗像祭」 一四日 「私入之、…東三条院忌日、 「造酒司奏新嘗会黒白酒文事」 このほか卜部家本独自 ある時期、この写本を藤原北家の人物が利用していたことを示している (五月晦日)・ 「淡海公忌日」 条院忌日、羽」 (一一月上卯) は親本の利用主体による追記と考えられ、本文に記載され (=他本の本文に見えない) 「山階寺長講会始〈卅ヶ日、 (八月三日)・ 想像をたくましくすれば、これらの忌日の存 (九月一日)・ (一二月二二日) 「賀茂臨時祭調楽事」 「出雲寺祭事」(八月一八日)・ ト部家本の成立・伝来を考える 「住吉相撲会」(九月一三 などがある。 の項目としては、 冬嗣御忌日〉 (一一月中卯) 最後の事例は (七月

(3) 広橋家本に掲載される忌日

る忌日から、同本の性格を読み解いておきたい。くるが、同様のことは広橋家本においてもいえる。以下、広橋家本に掲載されい上のように、掲載忌日のラインナップから卜部家本の性格の一面が見えて

始事」としたうえ本文中で「堀川院御国忌」と述べ、また中原家本は「堀川院まず堀河天皇の忌日(七月十九日条)について、葉室家本は「尊勝寺御八講



写真:5

皇忌日だった可能性を示唆している。 御国忌事」と明記する。これに対し、広橋家本は「御国忌事」(写真:5)御国忌事」と明記する。これに対し、広橋家本は「尊勝寺御八講始事」としたうまで「先朝御国忌」と注記する。単に「先朝」といえば、それ以前のすべてのえで「先朝御国忌」と注記する。単に「先朝」といえば、それ以前のすべてのえいずれも直近の出来事であるが故の文言とも推定され、とくに広橋家本の書し」と天武天皇の忌日を挙げる)、この箇所における広橋家本・卜部家本の書也」と天武天皇の忌日を挙げる)、この箇所における広橋家本・卜部家本の書とのみ記載し、何の注記も付していない(こうしたパターンは本書のなかで他とのみ記載し、何の注記も付しているい。

(4) 付:中原家本・葉室家本の掲載忌日

関心の違いが主要因と考えられる。うである。つまり現状における両系統本の内容差が著しい現状は、利用主体のれているように、いずれの写本も成立後しばらくは忌日の加筆を続けていたよを分析しておく。すでに先行研究(所 一九八四・西本 二〇〇三A)で指摘さ最後に、中原家本・葉室家本についても、掲載忌日から判明する写本の性格

推測される(おそらく四条朝(一二三二~一二四二)頃に最終的な追記がなさ忌日の内容が最終的に固定化したのは御堀河朝(一二二一~一二三二)以降ともしれないが、転写を繰り返す過程で本文に組み入れられたのだろう)つまり川父)・藻壁門院(後堀川妻・四条母)などである(当初は追記形態だったか川父)・藻壁門院(後堀川妻・四条母)などである(当初は追記形態だったかま写(延応元年、一二三九)以降の時期における新設忌日が、多数追記されてたとえば中原家本は、忌日に関して関心の強い主体が利用していたようで、

関心の高さは明瞭である。増補されていない(西本 二〇〇三A)ことと比較しても、この種の情報へのれたのであろう)。葉室家本では寿永二年(一一八三)高倉天皇国忌を最後に

このほか中原家本には、頭書の形でも多数の天皇・女院・摂関の忌日も追記付す姿勢は、忌日への関心の深さの表れであろう。 大とえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付える。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付す姿勢は、忌日への関心の深さの表れであろう。

条天皇が追記情報の下限である。年(一二三九)に崩御した後鳥羽天皇と、仁治三年(一二四二)に崩御した四坂・文徳・陽成・花山・三条・後鳥羽・四条の九名である。このうち、延応元なれている(2)。参考までに天皇の呼称のみ列挙しておくと、聖武・称徳・平されている(2)。参考までに天皇の呼称のみ列挙しておくと、聖武・称徳・平されている(2)。参考までに天皇の呼称のみ列挙しておくと、聖武・称徳・平

増補を繰り返していた可能性が推定できる。
は、これらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとこれらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとこれらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとこれらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとこれらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとこれらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たと

が妥当だろう。三条天皇はともかく、鳥羽天皇に関しては、忌日に関する意識条天皇・鳥羽天皇などの忌日については、原本でも記載がなかったと考えるの考えるべきだろうから、広橋家本・卜部家本の本文が揃って掲載していない三原家本(三九例)などの掲載忌日を見る限り、時期を追うごとに事例数が増加原家本(三九例)などの掲載忌日を見る限り、時期を追うごとに事例数が増加なお広橋家本(本文に見える忌日数は一一例)に関しては前闕部分もあるのなお広橋家本(本文に見える忌日数は一一例)に関しては前闕部分もあるの

提示できると思われる。 に対しても繰り返すことで、成立年代に関しては、もう少し幅を狭めた仮説が一一五六)の崩御以前の可能性が想定できる。この種の分析を忌日以外の要素掲載された可能性は高い。とすれば、原本の成立時期は鳥羽天皇(一一〇三~が比較的低い葉室家本も追加しており、原本の編纂時に死去していたとすれば

オオリに

本などの流布本系の写本が形成された大筋が見えてくる。橋家本・卜部家本(の祖本)が登場し、それらを前提として中原家本や葉室家した原本(第一世代)を元に、第二世代(もしくは第三世代)の写本として広した原本(第一世代)を元に、第二世代(もしくは第三世代)の写本として広いた原本・卜部家本(の祖本)が登場し、それらを前提として中原家本や葉室家の流布本系の写本が形成されていなかった古写本を中心に、各写本の成立以上、これまで十分に分析されていなかった古写本を中心に、各写本の成立以上、これまで十分に分析されていなかった古写本を中心に、各写本の成立

ことには、より慎重であるべきではなかろうか。
ことには、より慎重であるべきではなかろうか。
ことには、より慎重であるべきではなかろうか。

そうした複雑な利用実態もあって、諸写本の関係性を奥書以外の情報から解問は、記載内容を変容させ続けた写本が多かったと推定されることになる。できるように、同時期の他家で利用されている別系統本の情報から機会を捉えできるように、同時期の他家で利用されている別系統本の情報から機会を捉えできるように、同時期の他家で利用されている別系統本の情報から機会を捉えを行った可能性が高い。また利用の諸過程でも、中原家本の事例などから確認を行った可能性が高い。また利用の諸過程でも、中原家本の事例などから確認を行った可能性が高い。また利用の諸過程でも、中原家本の事例などから確認を行った可能性が高い。また利用の諸母でも、中原家本の関係性を奥書以外の情報から解されているの財子による。 「年中本規子・兄弟関係のみで情報が継承されているわけではない点である。 「年中本規子・兄弟関係のみで情報が継承されているわけではない点である。 「年中本規子・兄弟関係のみで情報が継承されているわけではない点である。 「年中本規子・兄弟関係のみで情報が継承されているわけではない点である。

情報源を共通の典拠としている可能性が高い。省略箇所も含めほぼ同一の本文を掲げており、本文書に関してはかなり近しい解案」(『平安遺文』補一六四(空)を掲載する点がある。両本ともに誤写・四月条裏書で銓擬郡司事として「長和四年(一〇一五)四月二一日 備前国司明することは、非常に難しい。たとえば中原家本と卜部家本の共通点の一つに、明することは、非常に難しい。たとえば中原家本と卜部家本の共通点の一つに、

報は、六月条の鎮花祭・道饗祭の項をはじめ少なくない)。 でとえば、中原家本に見えない一方、葉室家本と下部家本に共通掲載されたきえると、中原家本に見えない一方、葉室家本と下部家本に共通掲載されているとを根拠に、中原家本と下部家本の親近性を想定することができる。ただしたとえば、中原家本に見えない一方、葉室家本と下部家本に共通掲載されているできえると、中原家本に掲載されないことを、どのように理解すべきだろうか。この情報が葉室家本に掲載されないことを、どのように理解すべきだろうか。

析が進められることが期待される。 が高いとはいえ、 報の有無のみによって写本系統間の親近性を論じることは難しいことになる。 事例が存在した可能性も十分に想定可能である。そのように考えると、 親本の情報を略写している事例は存在しており、書写の際、項目全体を省いた 省いた可能性も想定できる。前述のように、『年中行事秘抄』の書写の過程で の段階で掲載されていたにも関わらず、たとえば葉室家本の親本が不要視して て不十分なレベルに止まったが、 全体で共有したうえ、 以上のように、 一方、 様々な可能性が想定できる。 「備前国司解」は原本(もしくは、それに近い現存諸本の共通祖 異系統の写本間における掲載情報の差が生じた背景に関して 厳密には仮説の域に止まる。 『年中行事秘抄』の成立・生成過程に関する本格的な分 今後は諸写本の性格に関する基礎情報を学界 前掲の事例に限定すれば、 本稿では、この種の分析に関し 前者の可能性の方

両氏(尊経閣文庫)のご高配で同年一二月八日に中原家本を、それぞれ調査さ東急記念文庫)のご高配で同年一〇月一三日に卜部家本を、菊池浩幸・柳田甫俗博物館)のご高配で二〇二三年一〇月一一日に広橋家本を、長田和也氏(大に作成したものである。なお原本の検討に際しては、小倉慈司氏(国立歴史民補記)本稿は、吉岡 二〇一三の著書再録に伴い、該当章の補注執筆のため

汪

- 1)こうした現状の反映として、本文翻刻としては、後述する(二)系統写本を底本とした近世の『群書類従』(巻八六)や、(一)・(二)の対照翻刻を底本の写真版(二〇二三年)が、そして汲古書院から下部家本の写真版(二〇二三年)が、そして汲古書院から下部家本の写真版(二〇二三年)が、そして汲古書院から下部家本の写真版(二〇二三年)が、そして汲古書院から下部家本の写真版(二〇二三年)が、そして汲古書院から下部家本の写真版(二〇二三年)が刊行されている。将来的には、以上のラインナップに葉室家本の写真版が加わることが望まれる。
- 2) なお古写本(古代・中世のうちに成立した写本)としては、本章で紹介する事例のほか、たとえば佐藤 二○○四の紹介する万里小路家本も現存する。 る事例のほか、たとえば佐藤 二○○四の紹介する万里小路家本も現存する。 結果と推測される。また佐藤論文が指摘する同本と近代の蔵書家田中教忠の 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『小中村清矩日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『中村清地日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『中村清地日記』明治二二年八月一○日条に「午後四 関係をめぐっては、『中村記』と見えることにも注目すべきだろう。
- 4) 「大日本史編纂記録」目録には、元禄年間の記事を中心として「年中行依拠に際しては、細心の注意が必要である。のほかにも十分な根拠を示さないまま飛躍した結論を提示する箇所が目立つ。3) 五味論文は、吉岡 二○一三で「独自の見解」と評されているとおり、こ

- なされていた可能性を示唆している。も(今江 二〇〇二)、当時の公家社会のなかで彼が情報集積点の一つと見していた人物が、ツテを介して長光から借り出す際のやりとりを記した書状していた人物が、ツテを介して長光から借り出す際のやりとりを記した書状
- 奥書の可能性もあろう。本 二〇〇一・橋口 二〇一八)、転売の過程で箔を付けるために加えられた6)室町後期の京では、専門業者による古書の売買が盛んとなりつつあり(山
- 7)打紙加工を施した紙に、後世になって文字を書こうとしても墨が浮いてして、打紙加工を施した紙に、後世になって文字を書こうとしても墨が浮いてしたら、計画を検証する際には、たとえば墨の乗りがよくない偽文書(たとえば国立歴史民俗博物館の所蔵するH-1821-2「山辺諸公手実」)などの事例からも確認できる。少なくとも肉眼で観察する限りでは、「右兵衛督下部(花店、金確認できる。少なくとも肉眼で観察する限りでは、「右兵衛督下部(花門)」(軸付紙)という記載は本文と同じレベルの墨の乗りであり、本文の書写後、それほど時を経ずして加えられたものと考えるのが妥当だろう。このほか筆記時期を検証する際には、たとえば墨の組成を電子顕微鏡で検査し、のほか筆記時期を検証する際には、たとえば墨の組成を電子顕微鏡で検査し、のほか筆記時期を検証する際には、たとえば墨の組成を電子顕微鏡で検査し、のほか筆記を描入という記載は本文と同じレベルの墨の乗りであり、本文の書の話が出れている。
- 急記念文庫貴重書解題』の指摘を引用したに過ぎないようである。に近い、より古い写本」とする。ただし独自の分析による訳ではなく『大東8)このほか先行研究のなかでは、所 一九八四Aも、卜部家本を「尊経閣本

- 橋家本の記載を踏襲し、卜部家本のみ異なっている。こうした違いを生じた11)貞信公(藤原忠平)の実際の忌日は十四日だが、中原家本・葉室家本は広

- を与えていない可能性を示唆する徴証といえる。たものか不明だが、もし後者であれば卜部家本が後世の諸写本に直接の影響理由が、書写時の修正によるものか、あるいは当初は十四日と記載されてい
- 12)小川 二〇二三は卜部家本の特筆すべき点として「書写が…丁寧であることから、親本の面影をよくとどめている」と主張するが、書写の際の文字の字が丁寧であること自体は指摘のとおりだが、このことは逆に、現存の卜部家本そのものが書写奥書を一切伴わないまま再三に渡って転写された末のもので、最後の転写主体は自分が直接目にした略写の少なくない親本を欠落なので、最後の転写主体は自分が直接目にした略写の少なくない親本を欠落なので、最後の転写主体は自分が直接目にした略写の少なくない親本を欠落なので、最後の転写主体は自分が直接目にした略写の少なくない親本を欠落なるで、最後の転写とという事情を示している可能性もある。
- 13) なお広橋家本よりは古い形態を示していることに変わりはない。十四日)・後白河天皇(三月一三日)の忌日を掲載していた可能性も否定いた可能性は十分にある。ただしその場合でも、高倉天皇の忌日を本文に掲いた可能性は一分にある。ただしその場合でも、高倉天皇の忌日を本文に掲いた可能性も否定にある。なお広橋家本は五月冒頭以前を欠いているので、本来は高倉天皇(正月13)なお広橋家本は五月冒頭以前を欠いているので、本来は高倉天皇(正月13)なお広橋家本は五月冒頭以前を欠いているので、本来は高倉天皇(正月13)なお広橋家本は五月冒頭以前を欠いていることに変わりはない。
- であること自体は間違いないだろう。4) こうした傾向からすれば、卜部家本の一部情報が『江家年中行事』の書き
- 関係にはないようである。 15) 山本 一九八○~八四では、これらの頭書は翻刻されていない。また本稿 15) 山本 一九八○~八四では、これらの頭書は翻刻されていない。また本稿 15) 山本 一九八○~八四では、これらの頭書は翻刻されていない。また本稿
- ュ事列である。 享徳四年(一四五五)の延引に関する頭書であるが、これは飛び抜けて新し16)中原家本に付された追記の下限は、後半の「下酉日賀茂祭例」項に見える
- 文中で翻刻していない。17)山本 一九八○は、この記載を「年中行事に無関係なメモ」と見なして本17)山本 一九八○は、この記載を「年中行事に無関係なメモ」と見なして本

(初出年代順

付属解説、育徳財団、一九三一年) 育徳財団 「年中行事秘抄 〈師世本〉 解説」(『尊経閣叢刊 年中行事秘抄

桜井秀「年中行事秘抄 一巻」(『新校群書類従』内外書籍、 九三二

東洋文庫編『岩崎文庫和漢書目録』 (同文庫、 一九三二年

宮内庁書陵部 一九五一年 「年中行事秘抄」 (同編 『図書寮典籍解題 続歴史篇』

小倉豊文「平家の厳島信仰について」 (魚澄惣五郎編 『瀬戸内海地域の社会

史的研究 九五二年

中村 井上頼寿「年中行事秘抄」 一九五六年) 郎 「国忌の廃置について」(『書陵部紀要』二、 『日本歴史大辞典 七 一九五二 (河出書房新社

岩橋小弥太「年中行事秘抄」(『群書解題 一九六〇年) 五. 続群 書類従完成会、

二〇〇一年、初出一九六一年) 飯田瑞穂「「尊経閣叢刊」略解題」(『古代史籍の研究 下』吉川弘文館、

山本昌治「年中行事秘抄の作者及び成立年代」(『皇学館論叢』六―一、

米谷豊之祐 甲田利雄『年中行事御障子文注解』 一九七三年) 「後白河北面下﨟」 (『院政期軍事・警察史拾遺』近代文芸社、 (続群書類従完成会、一九七六年)

野口実「平氏政権下における坂東武士団」(『坂東武士団の成立と発展』 一九九三年、 初出一九七六年 戎

光祥出版、二〇一三年、初出一九七七年ほか

山本昌治「年中行事秘抄の写本」(『大阪私立短期大学協会研究報告集』 一一、一九七八年)

出版会、一九九七年、初出一九七九年 石上英一「『令集解』金沢文庫本の再検討」 (『日本古代史料学』 東京大学

山本昌治「校訂 年中行事秘抄 ←一一、一九八○←八四年 一~四」(『大阪青山短期大学研究紀要』八

大東急記念文庫編『大東急記念文庫貴重書解題 三 国書之部 (同文庫

閣出版、二○○八年、初出 森茂暁「北朝の政務運営」 一九八二年ほか 『改訂増補 南北朝期公武関係史の研 (思文

会、一九八五年、 所功「『年中行事秘抄』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』 初出一九八四年A) 玉

所功「中原家流年中行事書の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』 一九八五年、 初出一九八四年B 国書刊

宮島新一「鎌倉時代後期および南北朝時代の宮廷絵所」 至文堂、一九九六年、 初出一九八六年 『宮廷画壇史の

反町茂雄 「吉田子爵家秘蔵の神道文庫の文散」 (『一古書肆の思い出 四

平凡社、一九八九年)

細谷勘資「『蝉冕翼抄』と花山院師継の儀式観」(『中世宮廷儀式書成立史 黒須利夫「「年中行事障子」の成立」(『歴史人類』二一、 の研究』勉誠出版、二〇〇七年、初出 一九九三年 九九三年

遠藤基郎「年中行事認識の転換と「行事暦注」」(十世紀研究会編『中世成 世百首歌・七夕御会和歌懐紙・中世私選集』朝日新聞社、一九九六年) 三村晃功「正中二年七夕御会和歌懷紙」(財団法人冷泉家時雨亭文庫編 中

上島有『足利尊氏文書の総合的研究〔本文編〕』 (国書刊行会、二〇〇一

一九九九年)

立期の政治文化』東京堂出版、

山本信吉 「室町時代の古本屋」 『古典籍が語る―書物の文化史―』八木書店!

今江広通 二〇〇四年、初出二〇〇一年 「前田本『玉燭宝典』紙背文書に見える典籍」 (同編 『前田·

燭宝典』紙背文書とその研究』

続群書類従完成会、二〇〇二年

程―」(『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、 西本昌弘「『江家年中行事』と『年中行事秘抄』―大江匡房原撰本の展開過 二〇一二年、 初出

告書、二〇〇三年B 照比較表」(『古写本による年中行事書の比較研究』科学研究費研究成果報 西本昌弘「『江家年中行事』と大東急記念文庫本『年中行事秘抄』の記事対

書房、二〇〇三年A) 五味文彦「奥書の書物史―年中行事書の展開―」(『書物の中世史』みすず

史』みすず書房、二○○三年B) 五味文彦「書物世界の再構築―後嵯峨院政と書籍の展開―」(『書物の中世

に1.1.1、100位序) 石田実洋「花山院師継の『北山抄』書写とその周辺」(『日本歴史』 松薗斉「王朝日記の展開」(『王朝日記論』法政大学出版局、二○○六年)

七二九、二〇〇九年)

吉岡真之「歴史学と史料研究」(『歴博』一五二、二〇〇九年)

八木書店、二〇二四年、初出二〇一三年)吉岡眞之「中原家本『年中行事秘抄』」(『日本古代典籍の研究(仮題)』

博物館紀要』一〇、二〇〇四年) 佐藤健太郎「万里小路惟房書写本『年中行事秘抄』について」(『関西大学

二〇一一年、初出二〇〇四年) 遠藤珠紀「局務中原氏と公事情報」(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館

再興した公家を中心として―」(『建築史学』四五、二〇〇五年)登谷伸宏「一七世紀後半における公家の集住形態について―近世以降創立・

松井輝明「中世前期の厳島神社における国衙祭祀と神事・祭礼の「場」」

(『芸備地方史研究』二五八・二五九、二○○八年)

渡辺滋「国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討」(『国立池和田有紀「『郢曲相承次第』再考」(『書陵部紀要』六一、二〇〇九年)

歷史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年A)

二〇〇九年B)ニュアルに関する検討―」(田島公編『禁裏公家文庫研究 三』思文閣出版、ニュアルに関する検討―」(田島公編『禁裏公家文庫研究 三』思文閣出版、渡辺滋「『執政所抄』の成立と伝来について―院政期摂関家の家政運営マ

五〇、二〇 遠藤基郎「「外記 一〇年) の家 0) 年 中 行 事 書 玉 史 談 話 会 雑 誌

(科学研究費補助金研究成果報告書)二〇一一年)鍛冶宏介編『「大日本史編纂記録」目録』(目録学の構築と古典学の再生

(『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年)(『東京大学史料編纂所所蔵『古文書目録』(『藤波家蔵文書記録目録』

て―」(『神道史研究』六四―二、二〇一六年)瀬戸一樹「安芸国における国衙祭祀の一考察―一宮厳島神社の初申祭を通しとして―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九〇、二〇一五年)渡辺滋「広橋兼秀の有職研究―中世貴族社会における「揚名介」認識の一例

社、二〇一八年橋口侯之介「中世の本の売買」『江戸の古本屋―近世書肆のしごと―』平凡橋口侯之介「中世の本の売買」『江戸の古本屋―近世書肆のしごと―』平凡

₣` 国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』(同館、二○一九

文書典籍類目録』同館、二〇一九年)喜多泰史「広橋家と広橋家資料」(国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録書多泰史「広橋家と広橋家資料」(国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録

世篇一五 国史・古記録・寺誌』汲古書院、二〇二三年)小川剛生「年中行事秘抄」(築島裕ほか編『大東急記念文庫善本叢刊中古中

影印・複製】

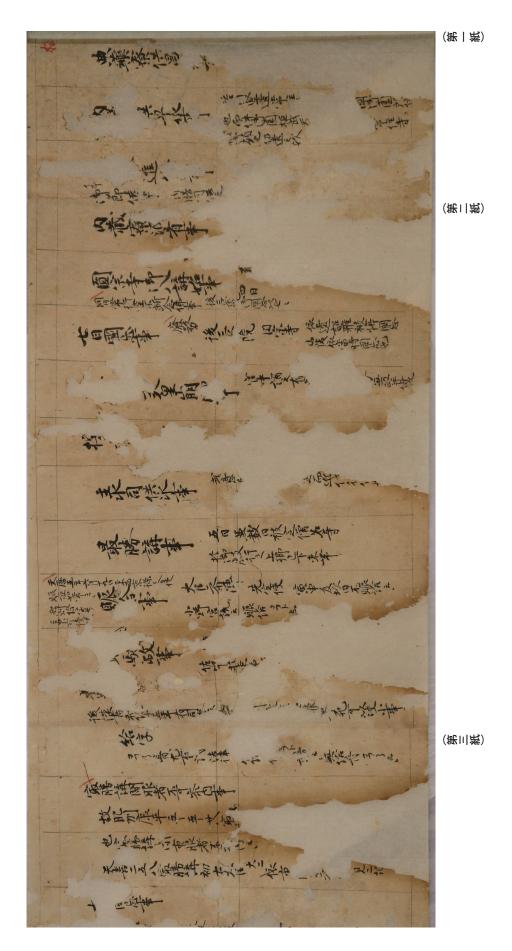
前田育徳会尊経閣文庫編『小野宮故実旧例・年中行事秘抄』(八木書店育徳財団編『尊経閣叢刊 年中行事秘抄』(同財団、一九三一年)

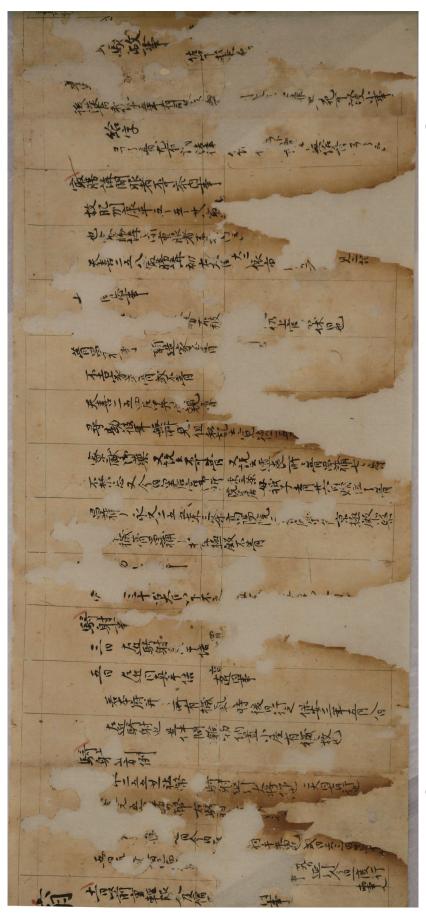
二〇一三年

誌』(汲古書院、二〇二三年)築島裕ほか編『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇一五 国史・古記録・寺



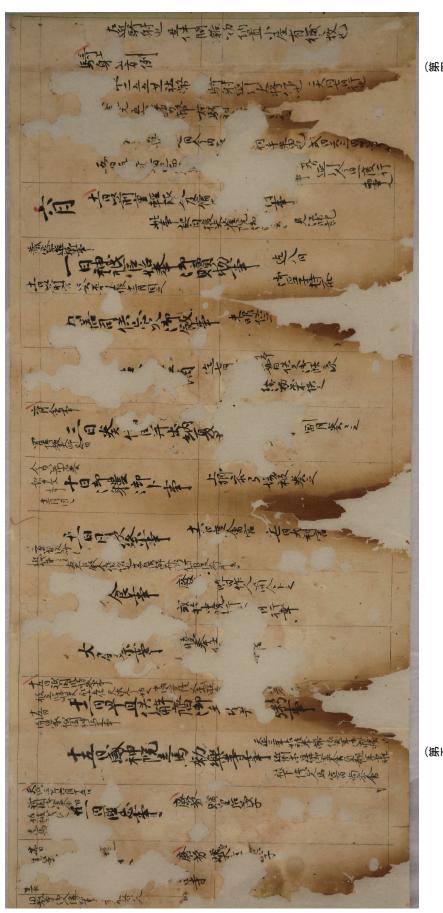
写真:広橋本家『年中行事秘抄』(国立歴史民俗博物館 所蔵)





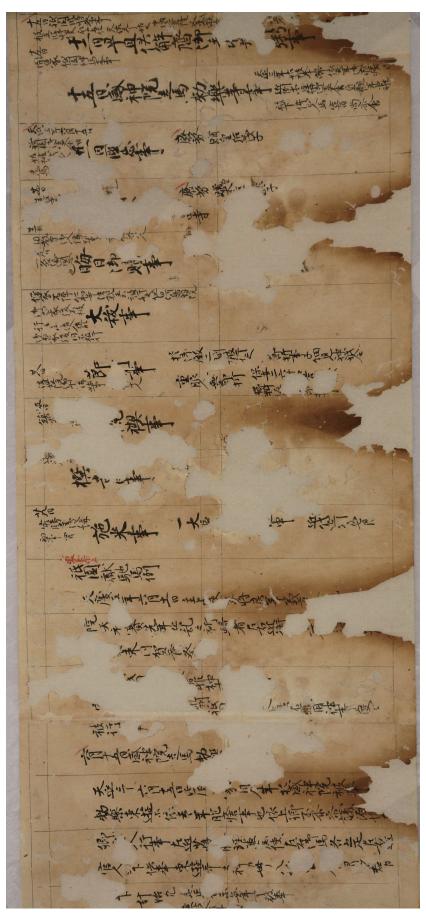
(紙川荒)

(継囚荒)



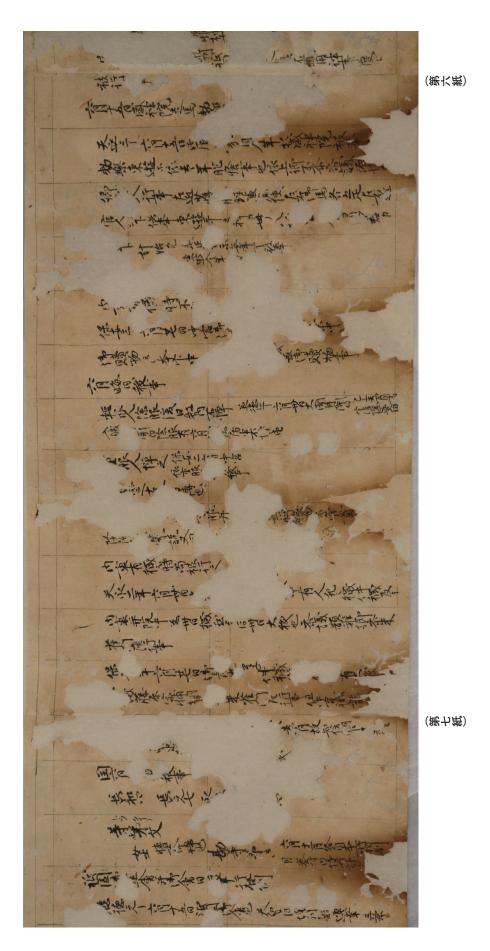
(無囚策)

(第五紙)

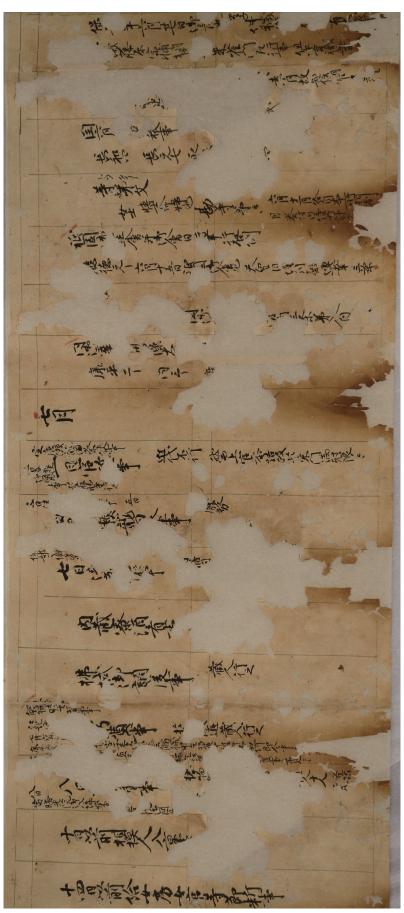


(第五紙)

(無六粧)

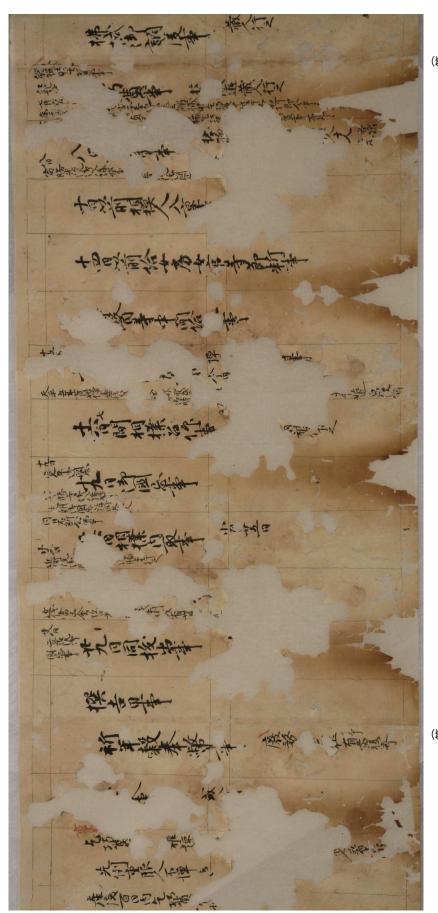


— 475 —



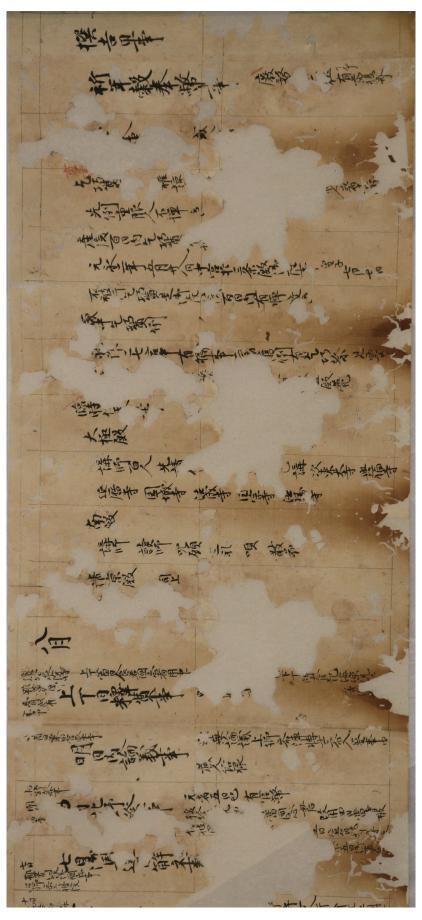
(無七粧)

(第八紙)



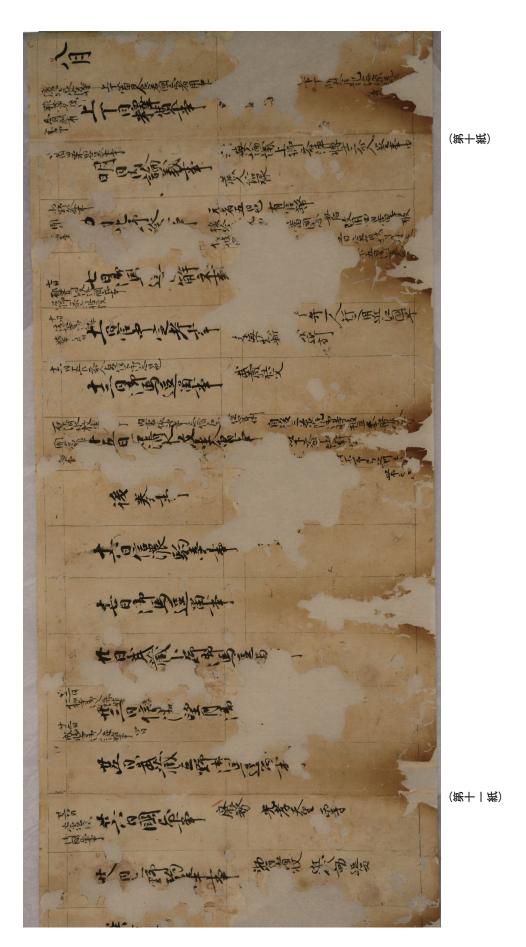
(第八紙)

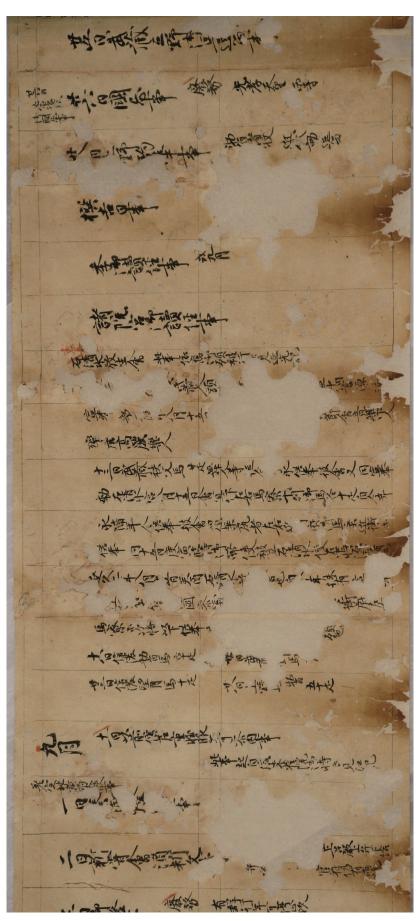
(第九紙)



(第九紙)

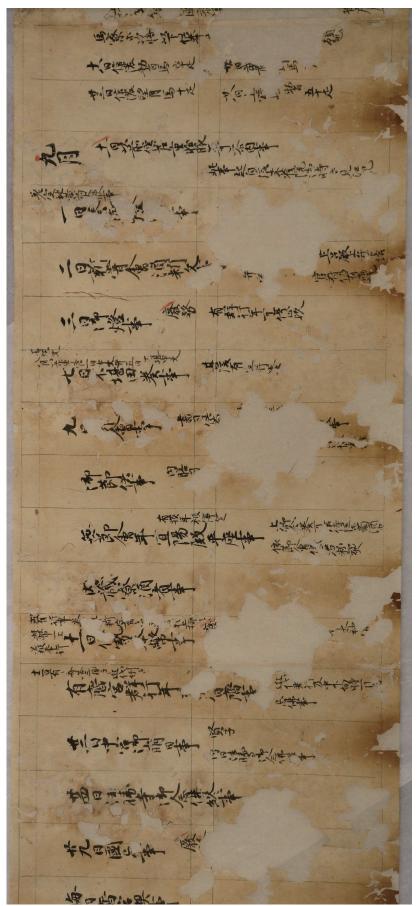
(無十荒)





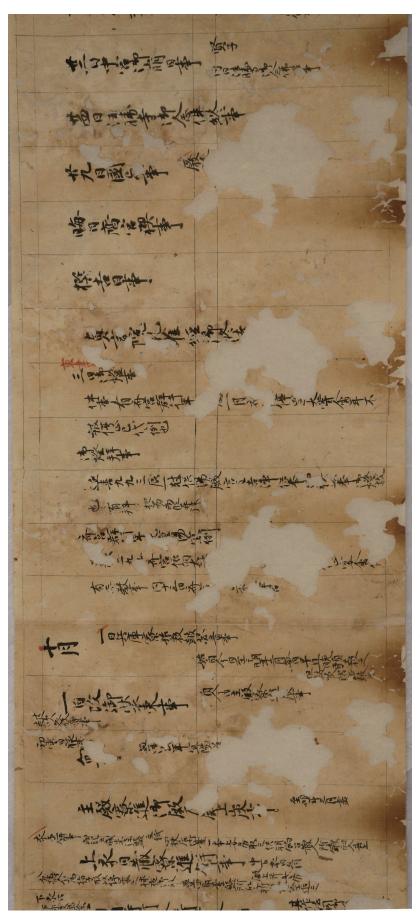
(紙十一荒)

(無十二荒)

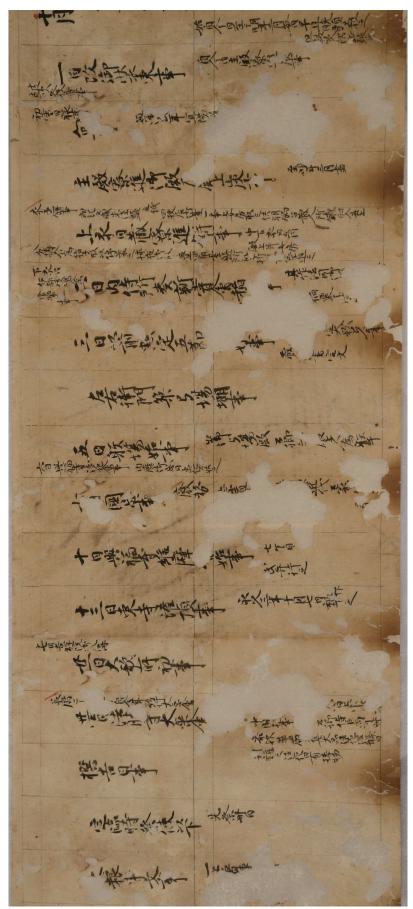


(無十二荒)

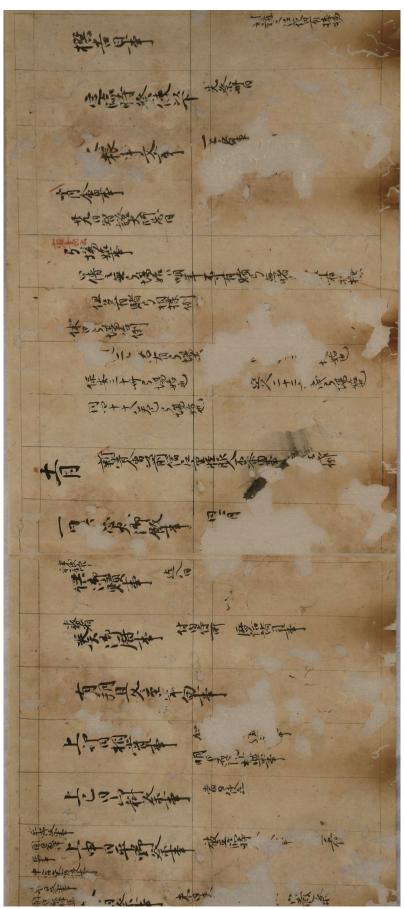
(第十川統)



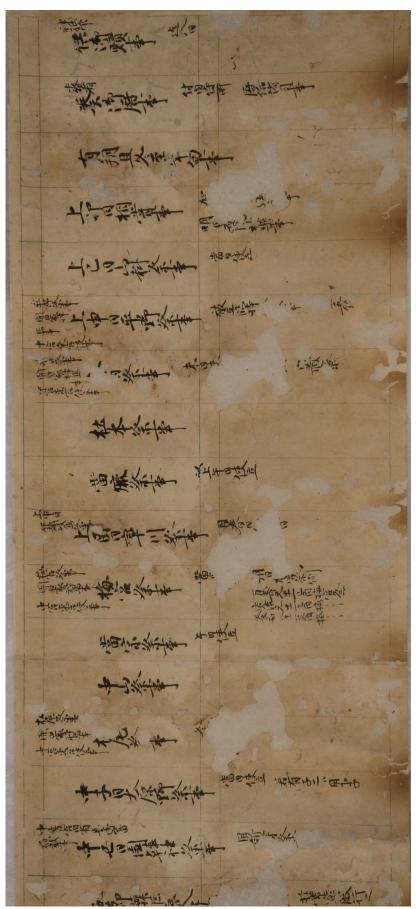
(無十日荒)



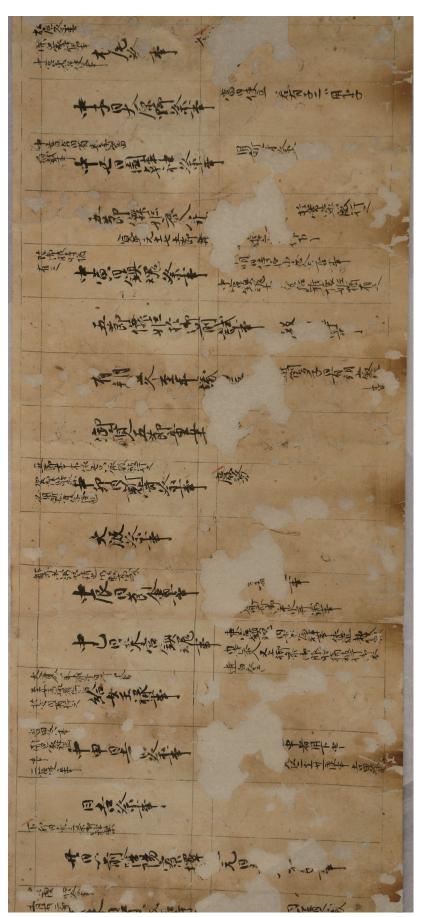
(無十五焼)



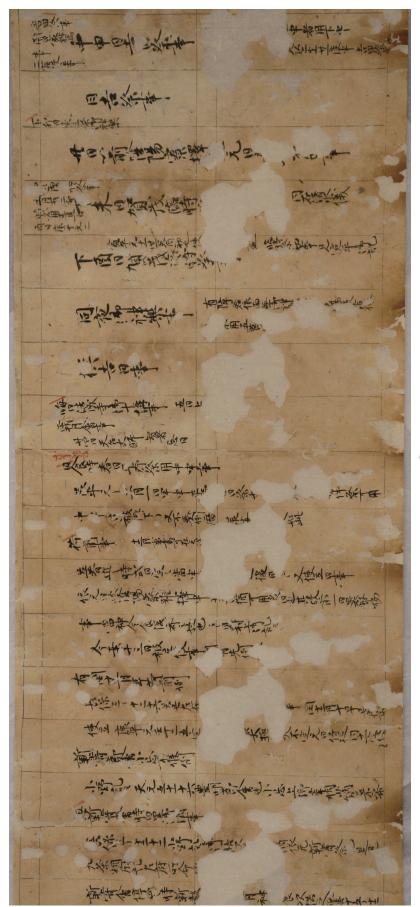
(無十代荒)



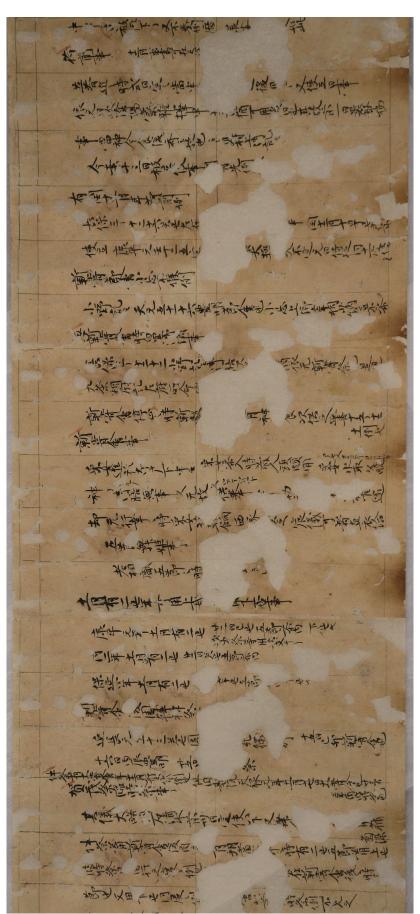
(架十七荒)



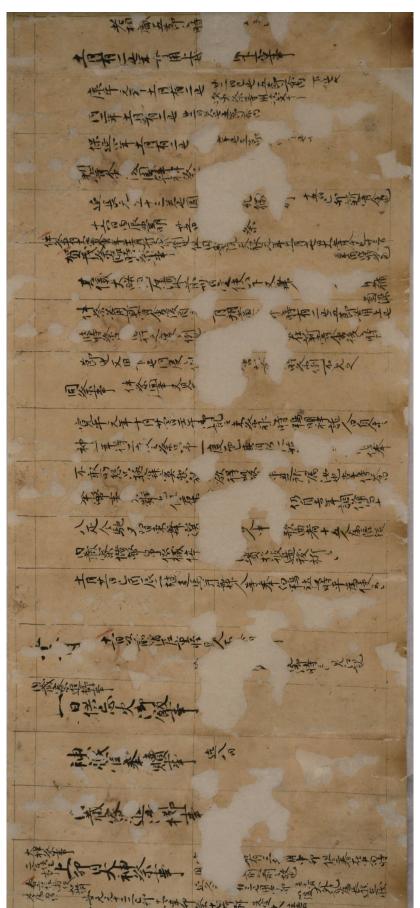
(第十八紙)



(第十九紙)

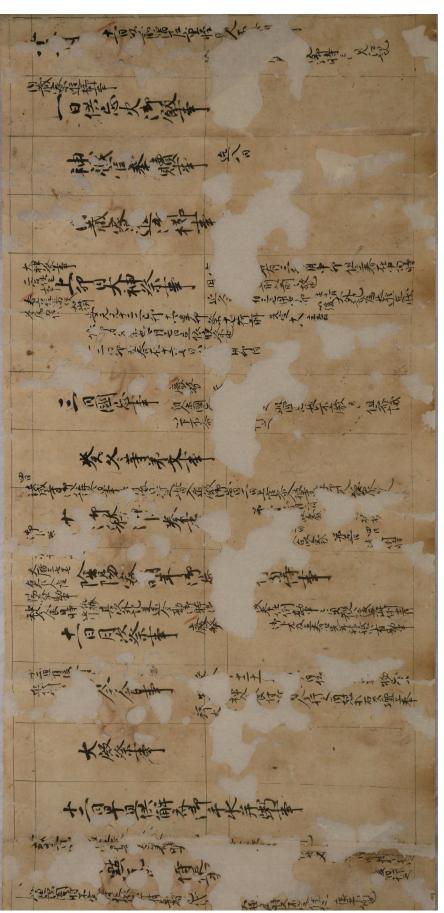


(第二十紙)



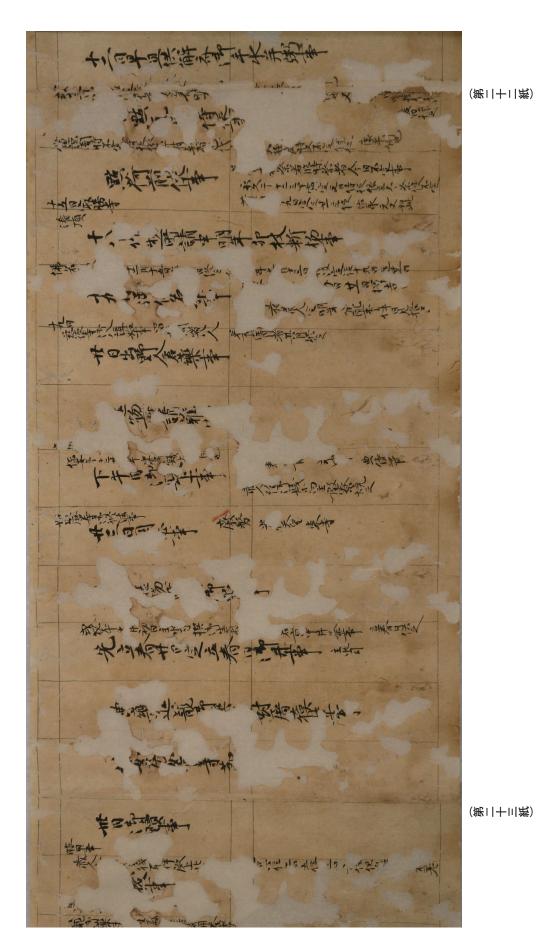
(紙二十荒)

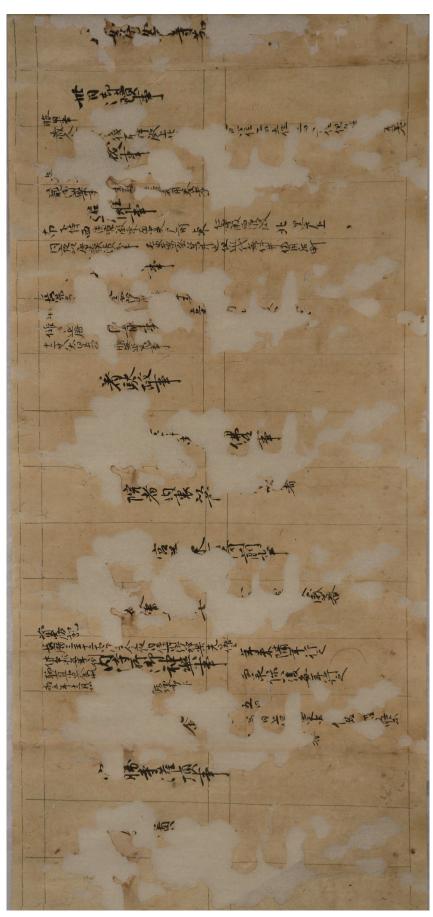
()出十一荒)



(紙二十一荒)

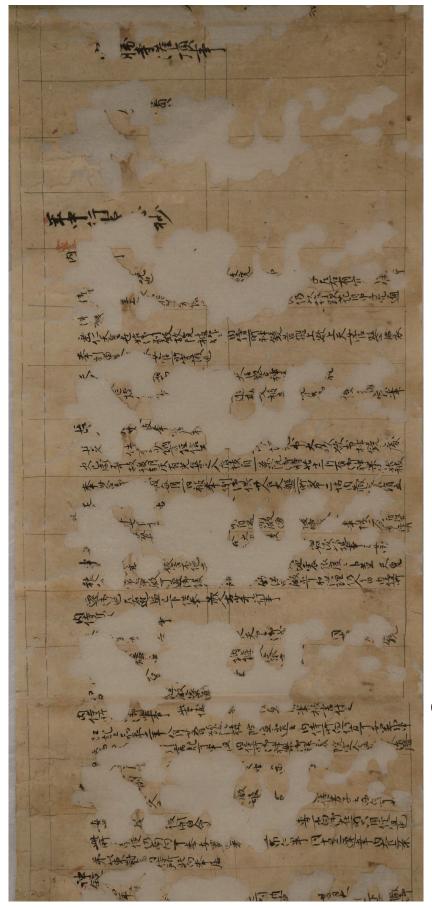
(紙二十二荒)



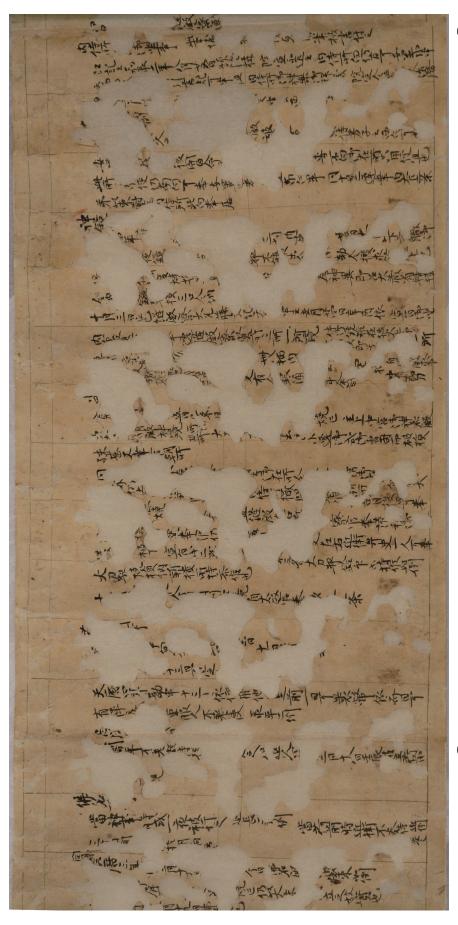


(紙二十川荒)

(紙二十 四 策)

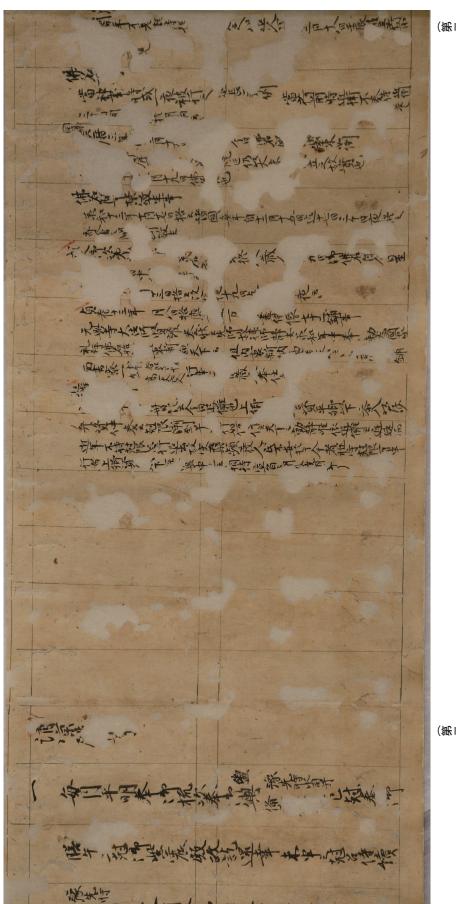


(第二十五紙)



(第二十五紙)

()出十代梵)



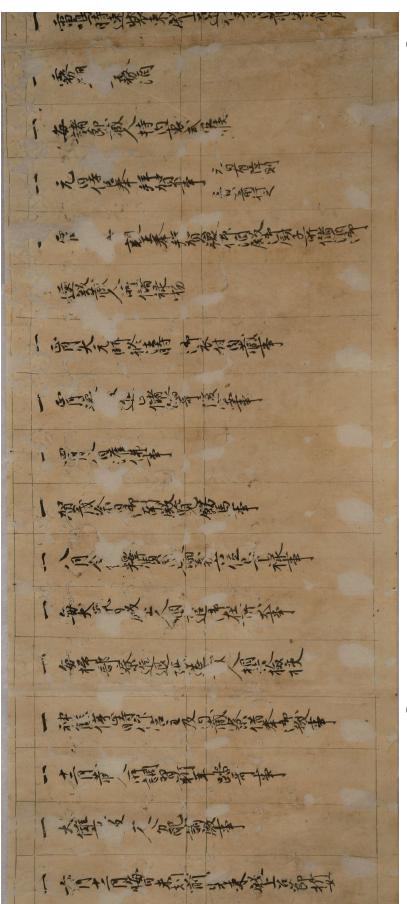
(無二十六焼)

(紙二十九荒)



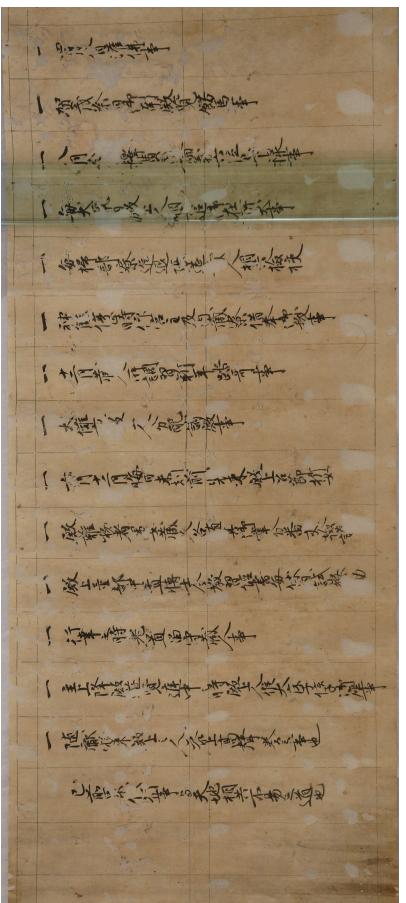
(紙二十七荒)

(第二十八紙)



(第二十八紙)

(第二十九紙)



(第二十九紙)

古写本から見た『年中行事秘抄』の史料性 - 原本調査の成果を中心として -

渡 辺 滋

古代後期に成立した代表的な年中行事書『年中行事秘抄』をめぐっては、多くの研究がある。しかし成立やその後の変遷など主要な論点をめぐっては、論者ごとに意見が分かれ、定説を見ない状況が続いている。そこで本論文ではそうした研究の現状を改善するため、主な古写本を対象とした原本調査を行い、その成果を前提として、本史料の性格について各種の方向から分析を加える。

キーワード:年中行事秘抄・年中行事書・史料の伝来・古写本

The historical nature of "Nenchu-Gyoji-Hisho" as seen from old manuscripts: Focusing on the results of the original manuscript investigation

WATANABE Shigeru

There are many studies on the "Nenchu-Gyoji-Hisho," a representative book on annual events established in late antiquity. However, opinions on the main issues, such as its establishment and subsequent changes, have been divided among the scholars, and there are still no settled theories. In order to improve the current state of the research, this paper will analyze the character of this document from various perspectives based on the results of the original research on the main manuscripts.

Nenchu-Gyoji-Hisyo · Annual event books · historical documents · old manuscripts